

GW 4/4
3979

1900

韓国社会保障法制の特質と課題

—インフォーマル組織の役割とその限界—

17530042

平成 17 年度～平成 18 年度科学研究費補助金
(基盤研究 (C)) 研究成果報告書

平成 19 年 6 月

研究代表者 片桐由喜
小樽商科大学商学部教授

<はしがき>

本研究は私が平成12年10月から同14年3月末までの韓国留学中に韓国内で研究し（このうち、平成13年4月1日から同14年1月31日までは日本学術振興会特定国派遣研究者）、かつ生活していく中で見聞したことが契機となっている。

当該留学における研究テーマは「社会保障制度における日韓比較研究－年金と公的扶助を中心として－」であった。調査・研究等を通して得られた知見は、韓国における公的年金制度は歴史が浅く、未成熟であること、また公的扶助制度もまた財政的制約などにより対象者及び給付内容が十分ではないこと、などである。

このような制度実体に対応するために、自発的に、ないしはやむを得なくインフォーマルな支援システムが韓国社会に存在することが上記研究を通して、また韓国内での生活を通して認識された。具体的支援には、まず家族らによる私的扶養、大企業などからの寄付、国民に広く浸透した募金、近年、活発化している組織及び個人によるボランティア活動などがある。

韓国におけるこのような民間組織や個人の活動は、所得保障・生活保障の全般について国家が第一義的に、かつその大部分を担うことを当然視されているわが国にとって、これからの社会保障体制を考える上で貴重な示唆を与えるものと考え、本研究を始めた次第である。

研究組織

研究代表者：片桐由喜（小樽商科大学商学部教授）

交付決定額（配分額）

	直接経費	間接経費	合計
平成17年度	1,200,000	0	1,200,000
平成18年度	900,000	0	900,000
総計	2,100,000		

研究発表

- (1) 学会誌等（片桐由喜「韓国所得保障制度の特徴と課題－後発福祉国家の官民協同型社会保障－」『アジア法研究』1号、平成19年6月）
- (2) 口頭発表（片桐由喜「韓国所得保障制度の特徴と課題－後発福祉国家の官民協同型社会保障－」アジア法学会、平成18年11月）

1 問題の視座

韓国社会は戦後、急激な経済発展を遂げた。この制経済成長が国家の至上命題であり、国内資源のほとんどがこの目的のために費やされたといつてよい。そのため、国民生活の質向上、すなわち社会保障制度の整備・充実は後回しにされた。これがいわゆる「先成長・後配分」と呼ばれるものである。

この社会保障制度の空白を埋めるために重要な役割を果たしてきたのが、インフォーマル組織、すなわち家族、宗教団体、民間福祉団体および企業である。前者二つは、どこの国においても制度前史時代においては大きな役割を果たしてきた。そして、近代国家形成と経済成長に伴い、このようなインフォーマル組織の役割は縮小し、国家が設立運営する社会保障制度がそれに代替するようになってきている。

しかし、韓国は経済的には現在、先進国並みに発展成長したにもかかわらず、依然として家族や宗教団体等、民間組織が国民の生活保障に重要な役割を果たし続けている。今日では、とりわけ企業による社会貢献が強調されていることもあり、インフォーマル部門による国民生活の支援がいっそう活発化しているかのような様相を呈している。

本研究は、韓国社会におけるかかるインフォーマル組織がどのような方式・形態で国民の生活保障を担っているのかを明らかにし、かつ、その背景・理由および問題点を社会保障法学的視座から明らかにしようとするものである。

ところで韓国社会保障制度の先行研究は、主として史的制度論、立法過程論が中心であった¹。それに対し、本研究は家族、宗教団体、企業及び民間福祉団体などの私的な組織を研究対象とし、これらが国民の生活保障に対して果たしてきた、あるいは現に果たしている役割を

¹ 拙稿「韓国・占領体制下における社会保障制度」商学討究 55 巻 2・3 合併号（2004 年）143～175 頁、同「韓国・社会保障法制の基盤形成過程－所得保障制度を中心に－」商学討究 56 巻 1 号（2005 年）57～112 頁。そのほかに金早雪「朝鮮総督府の社会事業」『大原社会問題研究所雑誌』392 号（1991 年）19 頁、軍事政権期の立法過程について論じた、朴明喜「韓国の社会福祉政策の成立過程と社会統制－軍事政権の福祉立法を中心に－」『社会福祉学』38 巻 2 号（1997 年）136～151 頁がある。最近では、広井良典＝駒村康平（編）『アジアの社会保障』（東京大学出版会、2003 年）、宇佐見耕一編『新興福祉国家論 アジアとラテンアメリカの比較研究』（アジア経済研究所、2003 年）、全光錫「第 11 章 韓国の社会保障法」姜京根＝尹龍澤『現代の韓国法 その理論と動態』（有新堂、2004 年）221～238 頁、がある。

検討しようというものである。すなわち社会保障における機能論的な研究を試みるものである。これがこれまでの先行研究と比較した場合に本研究の独創的な点であるといえることができる。

本研究を通して、韓国社会では家族などのインフォーマル組織が国民の生活保障機能を果たし、それが立法・制度設計に少なからぬ影響を及ぼしてきたことが明らかにされるであろうと予想される。

他方、今日では韓国社会もまた、産業構造の変化、核家族化、少子高齢化等により、まず私的扶養能力が低下し始めている。したがって、わが国同様、公的制度への依存が高まり、21世紀高齢社会に適応する制度設計を模索している。研究を進める中で、公私の役割負担をどのように調整するかは国の取り組みも理解されると思われる。

上述したように、韓国社会において民間組織が国の社会保障を補完・代替している背景、その実体及び課題、あるいはこれからの韓国の動向などを研究することは、社会保障制度が相当程度に整備され成熟したとされるわが国にも貴重な示唆を与えられようと考えられる。

なぜなら、周知の通りわが国は今後、かつてどの国も経験したことのないような長高齢社会へと突入する。その際、これまでのように国家に対し社会保障制度の整備充実を求め、生活の糧のほとんどを公的所得保障だけに依存することが困難な事態も想定される。そのような場合に、韓国における民間組織における相互扶助ないしは社会連帯の実現のありようは、今後の日本の社会保障制度のあり方を考える上で貴重な示唆をもたらすものといえるからである。

2 現地調査の概要

本研究は平成17年度・18年度の2年間にわたり実施された。研究方法は二つに大別される。一つは邦語および韓国語による文献研究である。学術論文・文献のみならず、両国の法律及びその下位規範、立法過程を示す国会議事録、判例、新聞、さらには各種団体から得た資料・パンフレット、内部資料等を通じた研究である。

もう一つは、現地韓国へ赴き、各種団体あるいは研究機関を直接、訪問し担当者らへの質問調査を通じた研究である。多くの組織・関係者の協力と配慮により実施することが可能となった。なお、調査に当たっては事前に質問事項を送付し、調査の相手方に当方の研究の目的・意図を理解していただけるように努めた。

(1) 調査対象

韓国ソウル市へ赴いての調査研究は、平成 17 年度に 4 回、同 18 年度には 2 回、合計 6 回にわたり実施した。その概要は以下の通りである。

① 平成 17 年 5 月 30 日～同年 6 月 5 日

当該期間は韓国所得保障制度、とりわけ公的扶助がどの程度、所得保障制度として機能しているか、また、民間組織の支援体制に関する研究状況などを調べることに、及び基礎的な資料を集めることが主たる目的であった。

前者を調べるために韓国憲法および社会保障法研究者である全光錫教授（延世大学校法科大学）、韓国保健社会研究院のウオンジョンイル研究調整室長らを訪問し、ご教示いただいた。

また基礎的資料の収集は、国会図書館、延世大学校中央図書館、高麗大学校中央図書館などで行った。特に、日本での入手が困難な資料、たとえば朴正熙大統領の施政演説集などを中心に収集した。

② 平成 17 年 9 月 4 日～同年 9 月 28 日

この期間中に実施した調査は以後の土台となった。このときに接触した民間組織とはその後も訪韓するたびごとに訪ね、帰国後も継続して連絡を取り、多くの助言と示唆、資料をいただけてきた。

訪問先は社会福祉団体 2 ヶ所、宗教団体 7 ヶ所である。前者は世界的組織である大韓赤十字社²、韓国共同募金会³である。後者は、キリスト教会が 4 ヶ所、寺院が 2 ヶ所である。その内訳は、キリスト教はトクス教会⁴、オンヌリ教会⁵、セムナン教会⁶、セスン教会⁷、寺院はヌンイン寺院⁸、大韓仏教曹溪宗である⁹。

² 대한적십자사. 서울시중구남산동 3 가 32. <http://www.redcross.or.kr>.

³ 사회복지공동모금회. 서울시중구정동 1-17. <http://www.chest.or.kr>.

⁴ 덕수교회. 서울시성북구성북동 243-1.

⁵ 온누리교회/온누리복지재단. 서울시성동구홍익동 16-1.

⁶ 새문안교회. 서울시종로구신문로 1 가 42. <http://archive.saemoonan.org>.

⁷ 서울시동작구대방동 23-161.

これらの福祉団体および宗教団体へは後掲する質問表にあるように、組織概況、活動内容など多岐にわたる項目についてお話をうかがうことができた。また、担当者からさらに別の機関や専門家を紹介いただくことがしばしばあった。必ずしも本研究に直結しない事柄であっても、韓国社会における民間レベルでの助け合いの基盤となっている文化や慣習など社会的背景を理解するのに大いに役立った。

③ 平成 17 年 12 月 18 日～同年 12 月 26 日

この期間に調査日程を設定したのは、クリスマスの前後に韓国内で大々的に募金活動をはじめとする、各団体による社会奉仕活動が展開されるからである。クリスマス・年末を控え、宗教団体、共同募金会および企業体が独自にあるいは共同で実施するこれら活動を調査することが主たる目的であった。

ところで韓国社会における募金やボランティア活動の実践や啓蒙などにおいて極めて重要な役割を果たしているのがマスコミである。とりわけテレビは国民へアピールする力が絶大であるため、募金等の活動において、大きな牽引役を担っている。テレビ局の中には後述するように毎週、募金番組を放映するところもある。また、年末年始だけではなく、突発的な事故、たとえば洪水などの天災、あるいは火事などで不特定多数の住民が重大な被害をこうむったときには、募金を募る特別番組を編成することが多い。

そのため、今回は韓国のテレビ局 2 社、K B S および S B S を訪れ調査した。特に K B S は毎週放映する募金番組を持っているため、そこでの出演者選定、募金配分の方法などについてお話をうかがう機会を得た。

④ 平成 18 年 3 月 19 日～同年 3 月 31 日

この期間の出張は、民間企業および N G O を対象とする調査を行った。

韓国内において寄付やボランティア活動を実践している民間企業は多種多様であり、規模もまた様々である。しかし調査に際し

⁸ 서울시장남구포이동 55. www.gotobuddha.org.

⁹ 서울시종로구견지동 45. <http://www.buddhism.or.kr/>

ては、その活動が体系的に行われていること、ある程度の記録、統計が残されていることなどが必要である。そのため今回の調査対象をボランティア活動を担当する部局を有している財閥系企業とした。具体的な訪問先はサムソン社会奉仕団¹⁰、現代自動車社会貢献グループ¹¹、LG社会福祉財団¹²、SKテレコム社会奉仕チームである¹³。

そして、NGOは近年、活発な募金・寄付活動を展開しているアルムダウン財団およびグッドネイバースを調査対象とした。企業が自らの収益金の一部を社会貢献として寄付しているのに対し、これらNGOの財源は主として市民および企業からの寄付である。いわば寄付者と支援を必要とする国民を結びつける役割を果たしているといえる。

⑤ 平成 18 年 9 月 2 日～同年 9 月 25 日

このたびの訪問は行政機関および韓国内では最大規模の社会福祉組織である韓国福祉財団等に対する調査が主たる目的であった。

まず最初に、韓国保健福祉部（わが国の厚生労働省に該当）を訪れた。対応部署は社会福祉政策本部民間福祉協力チームであった。ここでは政府が民間団体の寄付、募金およびボランティア活動などについてどの程度把握しているか、政府としてはどのような位置づけを与えているかなどを質問した。

次にソウル市中区庁を訪ねた。ここでは社会福祉課社会福祉チーム長が対応してくださった。中区がソウル市内でも優れた電算システムを稼働させ、民間団体と効率的な協力体制を構築していることなどの説明をいただいた。

また民間組織として最大規模の一つである韓国福祉財団に赴き、活動の概要などについて広報開発本部長から詳細な説明をいただいた。続いて韓国支援奉仕協議会を訪ね、同協議会の発足の経緯、現在の活動状況などについてお話をうかがった。

そのほかに、民間による活動という視点から、社会福祉法人の運営する特別養護老人ホーム、精神障害者自律支援施設、家庭内

¹⁰ <http://www.samsunglove.co.kr/intropage.jsp>。

¹¹ <http://shareway.hyundai-motor.com/>。

¹² <http://www.lg.co.kr/korean/with/public/index.jsp>。

¹³ <http://www.sktelecom.com/main.html>。

暴力被害女性の援助組織「女性の電話」などを見学し、その活動内容や抱えている諸問題についてお話をうかがった。

⑥ 平成 19 年 3 月 21 日～同年 3 月 31 日

最後の調査であるため、最新資料の収集および不明点の確認作業が今回の出張の主たる目的であった。まず、行政機関では保健福祉部、およびヨンドンポ区庁を訪ね担当者から資料および各種不明点に関する質問にご回答・ご教示をいただいた。

次に韓国における 2 大社会福祉団体である韓国共同募金会および韓国福祉財団を再訪し、最新の統計資料、年次報告書等を得た。また、活動内容に関するより詳細な説明および資料を求めて、セムナン教会およびヌンイン寺院を再訪した。加えて、今回はセムナン教会の下部組織であるセムナン教会社会福祉財団が運営する二つの社会福祉館を見学する機会を得た。

(2) 民間組織に対する質問表

以下は民間組織を訪問するに先立ち送付した質問表である。

〔民間団体のボランティア活動に関する調査〕

目的 本調査は韓国における民間団体が担っている相互扶助機能を調べようというものである。調査の内容は、国家が果たす社会保障制度の役割を民間団体はどのような形でどの程度、代替しているのか、その際、それを担保する法制度があるのか、また、ボランティア活動をすることで民間団体が何らかの恩恵—たとえば税制上の優遇、土地建物の利用に際しての便宜、など—を受けているのかである。

この調査を通して、広い意味での個人の生活保障を国家と社会団体、及び個人がどのように連携しあって成り立たせているのかを探求するつもりである。そして、国家の役割が相対的に小さい場合、民間団体の活動を促進するような法制度があるのかを調査することにより、今後の少子高齢社会、低成長経済社会において各自の役割をどのように調和させることが望ましいのかを検討しようと思う。

調査対象 宗教団体 教会、寺
 赤十字
 共同募金
 放送局 KBS, MBC, SBS
 その他

調査方法 直接聞き取り
 アンケート送付

〔民間団体のボランティア活動に関する調査アンケート〕

- 1 団体名
- 組織形態
- 住所
- 電話番号
- E-mail address

- 2 構成員 設置主体側
構成員（信者、等）
- 3 あなたの所属団体が社会奉仕活動をしている場合、下記の質問にご回答ください。NOのときは4へ進んでください。
- (1) 活動の対象は誰、どこですか。限定的な場合にはその基準と理由をお答えください。
- (2) 活動内容が現金給付の時、支給対象、支給事由、金額をお答えください。
- (3) 活動内容が現物給付の時、支給対象、支給事由、物品をお答えください。
- (4) 活動の頻度はどの程度ですか。
- (5) 活動の場所はどこですか。対象地域を限定してる場合にはその範囲と限定の理由をお答えください。
- (6) 活動の財源は何ですか。
- ・ 寄付
 - ・ 収益活動
 - ・ 国庫補助
 - ・ その他
- (7) ボランティア活動をすることについて何らかの法規制あるいは法律上の優遇措置がありますか。あればご回答ください。（優遇税制、など）。
- (8) 国家に望むことがあるとすれば、何ですか。
- (9) 個人に望むことがあるとすれば、何ですか。
- (10) 日本のように高額な税・社会保険負担により必要な保護はほとんど国家が果たしている、つまり民間団体の活動があまり活発でないような状況をどのように考えますか。
- 4 あなたの組織がボランティア活動をしない理由は何ですか。
- ・ 人員、人材不足
 - ・ 資金不足
 - ・ 意義を感じない
 - ・ その他
- 5 その他、何かご意見等があればお書きください。

(3) 行政機関に対する質問表

以下は行政機関を訪問するに先立ち送付した質問表である。

[研究の目的]

私は社会保障法を専門としてます。とりわけ、イギリスとそして、近年は韓国社会保障法制を研究しています。2000年10月から1年6ヶ月間、韓国延世大学校法科大学に客員教授として、研究しておりました。

2005年より2年間、日本学術振興会より科学研究費補助金を受託しております。この研究のテーマは「韓国社会保障法制の特質と課題－インフォーマル組織の役割とその限界」です。

韓国は日本と異なり、民間団体による寄付や奉仕活動が活発であり、困窮した国民に対する救済として大きな役割を果たしていると思います。私の研究目的は、どのような団体がどのような形式でどんな寄付や社会奉仕活動を行い、誰を対象としているのかを明らかにし、これが国家が行う社会保障制度といかなる相互補助関係を有し、また立法や制度構築にいかなる影響を与えるかを検証することです。

去年は、協会や寺院などの宗教団体、韓国共同募金会、大韓赤十字社、アルムダウンカゲ、グッドネイバーズといった民間福祉団体、およびサムソン、LG、SKテレコムといった民間企業を調査しました。

今年は、保健福祉部やソウル市庁といった行政機関に対して調査する予定です。そこで以下のような質問を作成しました。ご回答いただければ幸いです。

なお、大変恐縮ではありますが、私が訪問し、面談の上、お答えいただきたいと思います。その際、資料などをいただければ幸いです。資料をいただけない場合には、私が一時お借りして、複写し、後日、お返しします。

お忙しいところ、大変申し訳ありませんが、ご協力をお願い申し上げます。

〔質問事項〕

- 1 宗教団体、民間福祉団体および企業が行っている寄付・社会奉仕活動をすべて把握しているか。
- 2 把握していない場合、どの程度まで、具体的にはどの団体の活動を把握しているか。
- 3 それは報告を求めているのか。
- 4 把握している場合、どのような方法を用いて活動内容などを把握しているのか。
- 5 それを毎年、報告書など、活字にまとめているか。
- 6 民間団体が寄付・社会奉仕活動をするに際し、何らかの届出を義務付けているか。
- 7 民間団体の寄付・社会奉仕活動に対する何らかの法的規制があるか。
- 8 民間団体の寄付に対する税法上の取り扱いについて。
- 9 民間団体のこのような寄付・社会奉仕活動が立法政策に何らかの影響を及ぼしているか。
- 10 韓国は公的社会社会保障が脆弱なため、民間団体が進んで寄付・社会奉仕活動を実践しているという見解についてどう思うか。
- 11 今後、韓国が日本のような充実した社会保障制度を整備していけば、民間団体の果たす役割は必要なくなるか、ないしは縮小すると考えるか。
- 12 あるいは、民間団体の役割は残るとすれば、どのような分野であると考えるか。

3 「研究目的・研究実施計画」の概要とその展開

(1) 「研究目的・研究実施計画」の概要

本研究申請に際し設定した研究目的は、韓国においてインフォーマル組織がどのように形態で国民の生活保障を担っているのかを明らかにし、かつ、その背景、理由およびその問題点を社会保障法学的視覚から明らかにするというものであった。

この目的に基づいて申請時および採択決定後の平成 17 年度に作成した平成 17 年度および同 18 年度の研究実施計画は以下の通りである。

〔平成17年度研究実施計画〕

【文献研究】

本研究が社会保障法学的視点に立脚して行われることから、研究の中心軸は文献研究である。とりわけ、立法過程研究が重要となる。議事録等は、収集済みであることから、平成17年度は、1910年日韓併合から現在までの一次資料、法令集を丁寧に読解・分析する予定である。

この作業と文献研究を通して、家族や宗教団体等のインフォーマル組織の存在がどのように意識され、立法に影響を与えたかを検討・検証する。

【実地調査】

本研究の進展にとって、実地調査は不可欠である。すなわち、家族形態の現状、私的扶養についての意識、および高齢者の所得保障や介護の実態等は、現地調査を行わずには把握することができない。

まず、平成17年度は、韓国の高齢者の所得保障についての調査を中心に行う予定である。すなわち、年金制度がまだ不十分な韓国において、高齢期の所得がどのようにまかなわれていることを把握するために行う調査である。公的保障が未整備な部分において、誰がどの程度、その不足を補完しているかを知ることが目的である。

この調査対象には、韓国内で実施されている正月やクリスマス等に、宗教団体や企業が行う現物給付ーキムチや米、などーも当然に含まれる。

〔平成18年度研究実施計画〕

【文献研究】

平成18年度は、本研究の主題について、韓国における先行業績を収集、検討し、問題意識を共有する。そして、平成17年度の文献研究と併せて、韓国社会保障立法に家族等のインフォーマル組織が影響を及ぼすことで、韓国社会保障に特有の法規範が形成されていないか、形

成されているとすれば、その性質はいかなるものであるかを検討する。

【実地調査】

平成18年度も前年同様、2回の訪韓を予定している。そして、平成18年度は、高齢者への介護保障を調査の目的とする。すなわち、現在、周知の通り、韓国においては未だに高齢者介護法制が不十分であり、家族がそれを担うことが所与の前提となっている。そのため、制度上、扶養家族のいる高齢者は老人福祉施設に入所できない。しかし、近年、扶養義務者が要介護高齢者の面倒を見ない状況が発生している。このような状況を救済し、制度の不備を補っているのが、宗教団体、慈善団体等である。

平成18年度の調査では、まず、家族が果たしている介護の役割につき実態調査を行う。つぎに、施設に関わる調査を行う。具体的には、施設設置の法的根拠、設置主体、財源、サービスの内容、等が調査項目である。さらに、これら以外に介護支援を実施しているインフォーマル組織について実地調査を行う予定である。

(2) 「研究目的・研究実施計画」の展開

当初の研究目的それに基づく実施計画は、韓国高齢者福祉施策の未整備がいかにして民間組織によって補われているかという問題意識に立脚して作られたものであった。高齢者を対象とする宗教団体、民間福祉団体、企業による募金、寄付およびボランティア活動の調査研究を進めるにしたがい、これら諸団体の支援対象が高齢者に限らず広いこと、その活動の範囲が多岐にわたり大変興味深いこと、日本と異なり市民レベルから財閥企業にいたるまで募金や寄付活発であることなどが理解された。

それで研究の視点を「高齢者介護における民間組織の役割」から民間組織の果たしている役割をそのものの理解へと軌道修正をした。そしてこれらの活動内容などを正確に把握理解し、それが韓国社会保障体系においていかなる意義を持つかを明らかにしようと考えた。

そのため当初の計画にあった介護施設に関する研究は今後の検討課題とした。そして、民間組織の実態やその役割・意義の研究と研究軸を変更したため、調査対象から家族の機能などを除外した。

調査研究の対照は、まず非営利団体と営利団体に大別される。そして前者は社会福祉法人を含む公益法人、宗教団体、および放送局である。とりわけ前三者は慈善・奉仕活動をその存立基盤としているため、

韓国社会における民間相互扶助体制の基幹を担っている。また放送局はこれら諸団体の活動を広く国民に伝えることにより、いっそう寄付、募金およびボランティア活動を活性化させている。また放送局の中には、活動の伝達のみならず、自らも活動に参加しているところもあり、今回の調査対象に含めた。

具体的には、先に紹介したとおり公益法人としては韓国共同募金会、韓国社会福祉財団、アルムダウン財団、グッドネイバーズ、また宗教団体としてはキリスト教会、寺院である。放送局はKBSとSBSである。

営利団体は上述したような各種財閥企業を調査対象とした。結果として、このような軌道修正により韓国社会におけるインフォーマル組織の役割をより鮮明に、より具体的に示すことが可能になったと思われる。この調査研究を通して、これら民間組織が国民の生活保障を相当程度、支援していることがわかった。それと同時に、これらが民間組織であるがゆえに、包括的かつ普遍的な国家制度とは異なる困難さや限界を抱えていることもまた理解された。

以下では、調査対象組織の概要を紹介し、どのような方式・形態および程度をもってして国民の生活生活保障に資しているかを検討したい。そして、最後にこのような国家による社会保障制度代替的な昨日の持つ意義と限界につき論じたい。

4 インフォーマル組織の役割とその意義

インフォーマル組織の役割は大きく3つに分けることができる。第一は募金を募りそれを配分すること、第二は第一の募金主体に寄付をしたりあるいは直接、要請者に金品を送達すること、第三はボランティア活動、すなわち金銭ではなく労力と時間を提供することにより支援をすることである。

第一の募金は様々な民間団体が行っている¹⁴。そのうち、最大規模の募金主体は韓国共同募金会および韓国福祉財団である。テレビ放送

¹⁴ 韓国における寄付行為に関する最初の立法は、寄付金品募集法（1951年）である。寄付金品募集規制法（1995年）に改正され、現行法は寄付金品の募集および使用に関する法律（2006年）である。1951年法以来、原則、国家および地方公共団体、その所属機関・公務員は寄付を募ることを禁止されている（2006年法第5条第1項）。但し、立法当初に比べ現在は、条件付での寄付行為が認められる範囲が拡大している（同法第5条第2～5項）。

などを通じて募金活動を行う場合、集められた募金はこの二つの団体へ一度送られてから配分される仕組みになっている。またNGO法人もまた募金活動を活発に展開している。いずれも団体も募金をより活性化させ、募金者のすその拡大のために募金をしやすい環境作りを工夫している。これらの諸団体による募金活動により集められた金銭は各団体内部に設置された配分委員会を通して、公正・公平な基準により配分されることになっている。なお教会などの宗教団体は、各教会・寺院内における献金を通して財源を形成し、これを配分している。

第二の寄付は民間企業が主体となって行われている。各企業体の収益を上記募金団体や要請を申し出る個人ないしは団体へ寄付をする。この場合もどこにどの程度寄付をするかを、公正に決定する組織をゆうしている。

ところで最大の寄付者は個々の国民である。その総数や寄付額は統計上、把握することが可能である。しかし本稿では、民間団体による体系的で組織的な募金、寄付活動を研究対象としているため国民の寄付行為に関する検討は、今回は割愛し、今後の課題としたい。

最後にボランティア活動はこれまでは主として、宗教団体が内部の婦人会、青年会を中心として担ってきた。近年の特徴は、企業が社会貢献ないしは企業の社会的責任という理念をかかげて、大変積極的に参加していることである。これは最近のわが国においても活発に展開されている現象でもある。

以下では、第一の点について（１）韓国共同募金会、（２）韓国福祉財団、（４）NGO法人および（５）放送局を中心に紹介する。そして第二の点に関しては、（６）企業のいくつかの取り組みを取り上げ、最後のボランティア活動についても同じく（６）企業、そして（３）宗教団体について概要を述べる。

（１）韓国共同募金会¹⁵

韓国共同募金会の根拠法は社会福祉共同募金法（1997年制定、1998年施行）である。同法に基づき1998年11月、社会福祉法人全国共同募金会が設立された。翌1999年3月には中央本部と16の支部が設立され今日に至っている。また同年4月には電話による募金システムで

¹⁵ 韓国共同募金会に関する統計、活動状況は後掲資料のうち、内部資料（7）、文献（7）～（12）、パンフレット（10）～（12）、その他（2）～（3）が出典である。

ある A R S 700-1212 が開通し、募金体制が整備された。

韓国共同募金会は、毎年年末にわが国で言うところの「歳末助け合い」募金を実施し¹⁶、そのほかに年毎にテーマを決めてキャンペーンを展開し¹⁷、一般国民に募金を喚起している。そのほか、洪水や台風など天災により甚大な被害が発生したときなどには緊急支援を行っている¹⁸。

① 募金現況

1999年に発足して以来、一貫して募金額は増加傾向にある。すなわち、214億ウォン（1999年）、510億ウォン（2000年）、625億ウォン（2001年）、1,017億ウォン（2001年10月～2002年9月）、596億ウォン（2002年10月～2002年12月）、1,382億ウォン（2003年）、1,756億ウォン（2004年）、2,147億ウォン（2005年）となっている。わが国の全国の共同募金会が平成17年度に集めた募金総額が220億円である。人口比（日本対韓国＝約3:1）、および国民所得（日本対韓国＝約2:1）を考慮すると韓国における募金額が極めて大きいことがわかる¹⁹。

② 配分・支援現況

募金を通して集めた額の配分は180億ウォン（1999年）、354億ウォン（2000年）、553億ウォン（2001年）、937億ウォン（2001年10月～2002年9月）、278億ウォン（2002年10月～2002年12月）、1,192億ウォン（2003年）、1,453億ウォン（2004年）、1,772億ウォン（2005年）となっている。

配分先は地域福祉が最も多く（56.6%）、ついで児童・青少年（14.9%）、障害者（13.2%）、高齢者（12.3%）、女性（3%）となっている。

地域福祉の概要は、地域住民へのホームヘルパー派遣事業、社会福祉施設暖房費、施設改修・補修費、家賃などの支援、ホームレスのための宿舎、疎外階層支援、低所得層住宅修理事業などである児童・青少年

¹⁶ 毎年12月に‘희망(年号) 이웃사랑캠페인’という名称などで実施される。

¹⁷ たとえば2005年度の場合、9月に「中古携帯電話分かち合いキャンペーン」を行っている。

¹⁸ 2002年に「台風ルサ 水害復旧」として50億ウォン緊急支援している。また2005年には「パキスタン地震被害」のために20億ウォンを送っている。

¹⁹ 総務省統計ホームページより <http://www.stat.go.jp/data/sekai/03.htm>。同頁によると2005年日本の国民所得は36,494ドルであるのに対し、韓国のそれは16,456ドルである。

に対する支援は貧困家庭の児童への支援、少年・少女家庭に対する奨学金事業、難病児童支援などがあげられる。また高齢者対象の支援事業には65歳以上の独居世帯に対する支援、低所得疾病高齢者世帯へのホームヘルパー派遣などがある。これらは大半が経済的に困窮している個人ないしは団体に対する経済的支援であり、いわば救貧事業としての生活を有する。

③ 募金活動

年末年始や災害時に募金箱を設置したり、口座への振込みなど一般的募金活動のほかに、より多くの参加を求めるために多様な方法で募金活動を行っている。

たとえば「착한 가게 캠페인 (優しい店キャンペーン)」は中小零細企業を運営する自営業者が毎月の売り上げから一定額を募金する方法である。これに参加する事業所にはキャンペーン参加を示すステッカーなどが配布される。また「동전하나, 사랑 더하기 (コイン1枚、愛情たくさん)」は、年末に全国の高速道路料金所に小銭を入れる箱を作り、運転手らへつり銭の募金のインセンティブとなるような活動である。常設の募金活動としては「사랑역」がある。これは地下鉄1号線から8号線までの全駅に募金箱を設置する活動がある。

④ 募金広報活動・方法

広く国民に募金の必要性、目的、方法を伝えることが募金の拡大に不可欠である。この宣伝広報に最も効果的な手段がマスコミ、とりわけテレビを活用することである。テレビでは広報と同時に、募金を受け付け、募金活動の活性化に重要な役割を果たしている。

以下ではマスコミの広報・募金活動につき紹介する。まず、広報と募金を兼ねる番組としてKBSラジオ「시사플러스 時事プラス 060-700-1111」、EBS「효도우미 孝行の助け 060-700-0700」、TBSラジオ「이종환의 MY WAY 이ジョンファンのマイウェイ 060-700-9510」がある。

また募金がどのように活用されているかを紹介し、その意義を訴える番組として、MBC『일요일 일요일 밤 日曜日 日曜日 夜』という番組の中のひとつのコーナー「행복한 나눔 고맙습니다 幸せな分かち合い ありがとうございます」、 「느낌표 感嘆符」、KBS番組『사랑의 가족』のなかの「나눔의 현장, 사랑하나 행복들分かち合現場 愛す

るか「幸福たち」コーナーなどがあり、日常的に国民は募金によって少なからぬ人々が救済されている現状を知ることができる。

わが国でも類似の募金番組がある。しかし年1回程度の放映あるいは風水害などの天災が発生したときのみであり、常時、放映されているものは無い。

募金方法には年末や天災発生時など、一時的に現金や送金により行うことが一般的である。しかし、需要が常に存在する現状においては一定額の募金を常に集め、事業活動に運用することが不可欠である。そのため、共同募金会を初め、どの民間団体も定期的・恒常的な募金を確保するための方法を模索・確立している。

最も効果的な方法は預金口座からの毎月の引き落としである。これを容易にするため各種団体はわかりやすく、かつ親しみのあるパンフレットを配布し国民に定期的な支援を呼びかけている（共同募金会については資料1参照）。

また先述したように、通信技術を通じた募金も簡易簡便なことから多くの団体が採用している。電話の場合はARS、またインターネット、携帯電話あるいはクレジットカードを利用した募金決済も発達している。一回の通話により引き落とされる募金額は1000ウォン（日本円で約100円程度）であるため、個々人の負担感は小さい。しかしながら、これを数十万の国民が参加する場合に集められる募金総額は相当な額に達する。

（3）韓国福祉財団

韓国共同募金会と並んで2大福祉団体の一つが韓国福祉財団である。同財団は1948年、アメリカのキリスト教児童福利会（Christian Children's Fund, CCF）が韓国内に児童福祉事業を始めたことに期限を有する。これはいわゆる外援事業の一つである²⁰。1957年、「財団法人在韓キリスト教児童福利会」を設立・登記し、以後、児童福祉を中心に活動を展開していく。

1979年には「韓国子供財団」と名称を変更し、1981年からは恵まれない境遇にいる子供たちと支援者をつなぐ結縁事業の実施を国から

²⁰ 外援については拙稿・注（1）「韓国・社会保障法制の基盤形成過程－所得保障制度を中心に－」商学討究56巻1号（2005年）参照。

委託され、現在の活動基盤を築く。また、1984年には全国16ヶ所に社会福祉館の開設許可を受け、地域福祉へ積極的に関与を始める。1986年にCCFの支援が終了し、同財団は韓国独自の民間施設として再出発することになる。1994年に名称を現在の「韓国福祉財団」を改め今日に至っている。今日、独自事業を発展展開させる一方で、政府から多くの福祉事業の委託を受け、官民協同型福祉の実践モデルとなっている。

先に紹介した共同募金会が募金を集めその配分に役割を特化しているのに対し、韓国福祉財団は募金を募ることのほかに、多くの社会事業を独自にあるいは国家から委託を受けて実践している。同財団の事業は児童福祉事業と福祉館運営事業の二つに大別することができる。このほかにKBS放送局と連携して行う募金番組がある。児童福祉が大きな部分を占めるのは、当財団の前身が児童福祉事業から始まったのに由来する。この児童福祉はさらに、結縁事業、権利保護事業（被虐待児童保護事業）、障害児支援、失踪児捜索などに分けられる。

結縁事業は福祉財団の中心をなすものである。それは恵まれない境遇にある児童と、彼らを支援しようとする個々の国民とをつなぐ事業である。具体的には個人から受けた寄付を支援を必要とする児童に伝達する方法により実現される。その際に肝心なことは、児童と支援者の組み合わせを固定化させ、両者間に関係性を持たせることにより、単なる経済的な支援のみならず、精神的なつながりを形成し、児童を孤独と疎外から保護しようという目的がこめられていることである。

以下では、その活動内容を紹介する²¹。

① 財政現況

韓国福祉財団の財源の半分は個人や企業などからの寄付によりまかなわれている。そのため前出の韓国共同募金会同様、国民から広く寄付を募るため、広報活動に積極的に取り組み、また寄付しやすい環境づくりに工夫を凝らしている（資料2）。

2006年度の収支を概観すると、約953億ウォンの収入のうち、54.6%が寄付金、国庫補助が27%でこれらで8割を占める。残りは不動産収入、図書販売利益などがある。

²¹ 韓国福祉財団に関する統計、活動状況は後掲資料のうち、文献(14)～(16)、その他(6)～(7)が出典である。

支出のうち、結縁後援事業が40%を占める。ついで多い支出が福祉館運営などを地域社会福祉事業にあてられる24.2%である。以下、児童・青少年福祉事業、障害者福祉事業などが続く。

② 結縁事業

本事業は1981年に政府からの委託を受け始まった²²。現在、国内に約8万6千人、海外に約3,400人の後援者がいる。2006年には新規に11,540人の後援者が加わった。また、個人後援者だけではなく、企業体による参加もあり²³、後援金も前年比6.4%の増加となっている。但し、後援事業から脱退する者もある。2005年度の場合、約7千名が中断を申し出ている。その主たる理由は経済的事由および後援金の長期滞納である。但し中断者の数は前年比28.1%減少している。

その結果、2005年現在、後援者は新規参加を含め約9万人登録している。しかし結縁対象者数は約25万人にのぼり、未血縁者が約15万5千人になる。すなわち結縁の実現度は全体の3分の一程度に過ぎないことになる。

ところで結縁事業の対象世帯・者は多い順に低所得家庭、少年少女家庭世帯²⁴、家庭委託保護世帯²⁵、低所得母子家庭、施設保護児童、在宅高齢者、在宅障害者である。

このような結縁事業の結果、2006年度には1,428人が家庭生活向上、793人が縁故者に引き取られ施設を退所、5,806人が高校卒業および自立、676人が大学進学など、12,115人の結縁対象者が自立した。

③ 福祉館運営事業

福祉館は韓国社会福祉事業法に根拠を持つ社会福祉施設である。国または地方公共団体以外のもので設置する場合には、保健福祉部長官

²² 正式名称は「북우이웃결연사업（不遇隣人結縁事業）」という。

²³ 参加企業はサムソン社会奉仕団、SK（株）、SKテレコム、教保生命、KTF、LG電子、ウリ銀行、サムソン生命、などの大企業が中心である。

²⁴ 実際に児童だけで構成されている世帯は少なく、たいていは祖父母と孫からなる世帯である。

²⁵ 家庭委託保護とは、父母が疾病、家出、失業、収監ないしは死亡等により地方自治体から保護が必要であると認定された児童あるいは、児童虐待により隔離保護が必要な18歳未満の児童が一定期間、他の家庭に預けられ養育されることにより、家族的な機能を回復させ、健全な養育環境のなかで成長できることを支援する制度である。

が定める基準に適応しなければならない²⁶。

韓国福祉財団は全国に 19 の福祉館を設置運営している。事業内容は多岐にわたり、必ずしも低所得層のみを対象とはしていない。教育、家庭などに関する個別相談、地域ネットワーク形成支援など地域社会にニーズがあると思われる多様なサービスを提供展開している。しかしながら、本稿の冒頭で述べたように社会保障制度の未整備部分を補うという目的・趣旨が福祉館運営においても反映されている。たとえば、欠食児童に対する支援、高齢者に対する給食サービスなども各地域の福祉館運営プログラムに含まれている。

④ K B S との共同番組「사랑의 리퀘스트」

この点については（6）において述べる。

（4）宗教団体

宗教団体が慈善活動をその布教の一環として行うことや教会などの施設が病院機能や福祉施設機能を果たしてきたことは、西欧諸国の歴史を見れば明らかである。日本や韓国などのアジア諸国においても、社会保障制度前史時代には寺院や教会が救貧、施療事業を実施していたことはすでに先行研究において示されている²⁷。

前史時代に公的社会保障の代替機能を果たしていた宗教団体は制度の整備発達に従い、その役割を最低限度の生活保障から変容させ、むしろ国民ないしは地域住民の精神的な支柱となることにその存在意義を見出してきたとあってよいであろう。それに対し韓国社会においては、これまで述べてきたように社会保障制度が不十分であるため宗教団体に救貧的機能が残されている。それが、また宗教団体の社会的評価や価値を高める作用に働き、自らの布教・宣教活動の一助となっている側面も否定できない。

韓国国内での宗教団体の社会奉仕活動が活発であるがゆえに、当地でもその研究が進められ²⁸、問題関心を共有する研究者が少なくない

²⁶ 社会福祉事業法施行規則 21 条、22 条。

²⁷ 韓国における宗教の役割については、さしあたり拙稿・注（1）「韓国・占領体制下における社会保障制度」商学討究 55 巻 2・3 合併号（2004 年）149～151 頁参照。

²⁸ 김미숙 他『宗教界의 社会福祉活動 現況과 活性化 方案 研究－教会의 社会福祉活動을 중심으로－』（韓国保健社会研究院、1999）、고수현 「불교의

ことを意味する。本研究のために調査対象とした宗教団体はいくつかある。ここではそのうち資料を豊富に入手し、数度にわたって聞き取りをする機会を得たセムナン教会とヌンイン寺院が取り組んでいる社会奉仕活動について言及したい。

① セムナン教会

セムナン教会は 1887 年に韓国で最初に組織化された教会として有名である²⁹。創設者は韓国最大の私立大学延世大学校の創始者としても知られるアンダーウッド牧師である。その後も教会は発展を続け、現在では信者数が 1 万人を超える。

日常的な教会活動や布教・宣教のほかに社会奉仕活動も熱心に取り組み、教会が社会福祉法人を傘下に設立し、福祉館の設立・運営にも積極的に参加している。また、教会内部に組織されたグループごとにホスピスや上記福祉館を訪ねてボランティア活動を実践している。加えて韓国在住の外国人労働者に対する無料治療も教会内にも設けられた診療室で定期的に行っている。

ところで韓国内には数千、数万人と多くの信者を有する教会が少なくない。このことは教会財政にとって安定した基金の形成を可能とし、活動基盤を強固なものとすることに役立っている。教会の資金は主として信者からの献金による。献金収入を确实・効率的に行うためにどの教会も献金袋を用意している。

セムナン教会においても献金袋の種類が 5 つある。一つは「毎週献金」「毎月献金」「感謝献金」「十日献金³⁰」および「特定献金³¹」（資料 3 参照）である。なおこれら献金は寄付金として扱われ、所得税控除の対象となるため、年末には教会が領収書を発行しその便宜を図っている。セムナン教会の予算・決算書をいただいている。しかし内部資料であることから、公表は本稿においては差し控えざるを得ない。

以下では福祉館運営状況とボランティア活動について紹介すること

사회복지 사상에 관한 연구」『福祉行政論叢』vol14,no2(2004)131~153 頁などがある。

²⁹ セムナン教会「教会資料館（日本語版）」。

³⁰ この献金は、信者個人の収入の 10 分の 1 を献金することを意味する。

³¹ これは用途を信者が定めて献金するものである。袋に印刷されている用途は教会空間開発事業基金、北韓宣教基金、社会福祉基金、奨学献金、災害救護基金、国内宣教基金、海外宣教基金、少年少女家庭支援、救済献金である。

とする³²。

1) 福祉館運営

セムナン教会は1992年「社会福祉法人 セムナン教会福祉院」を設立し、1997年には名称を「社会福祉法人 セムナン教会福祉財団」と変更し現在に至っている。

1998年に「ドンジャクイス 동작아수 社会福祉館」、2005年に「西大門老人総合福祉館」および2006年には「鍾路総合社会福祉館」の運営をそれぞれソウル市から委託している。

本研究のため調査を実施したのは「西大門老人総合福祉館」と「鍾路総合社会福祉館」である。

a) まず西大門老人福祉館は設立にあたり、セムナン福祉財団から支援金として3千万ウォン、また法人転入金名目で4億ウォンの財政支援を受けている。但し、ソウル市からの委託であることから、毎年の運営費のうち(16億ウォン)73%はソウル市と西大門区から受領し、残りを法人および寄付等でまかなっている。そのため寄付を広く一般市民からも集めるため、寄付募集の呼びかけを施設パンフレットの最後のページにどの施設も掲載している(資料4~6参照)。

西大門老人福祉館は高齢者用の多様なプログラム・サービスを提供している。生涯教育、敬老食堂、デイサービス、ショートステイなどは低廉な費用でソウル市民であれば誰でも利用可能である。これらは一般的な高齢者福祉施策と言える。

他方、在宅福祉事業は西大門区民に限られる。事業対象者は60歳以上の国民基礎生活保障法の保護受給者³³および低所得高齢者である。事業内容はホームヘルパー派遣、給食支援、結縁事業、保健医療支援などを無料で提供する。

対象者は西大門区内の洞事務所からの推薦等情報を受け、福祉館の社会福祉士が審査のうえ選定される。開館して間もないこともあり、現在は毎月5万ウォンの現金給付を受けている高齢者世帯が

³² セムナン教会については後掲資料のうち、内部資料(4)~(6)、パンフレット(1)~(5)参照。

³³ わが国でいうところの生活保護法である。

13世帯、弁当配給対象者が20人、常備菜配給対象者が30人となっている。

b) 鍾路総合社会福祉館はその名のとおり児童、高齢者、障害者および低所得世帯を保護対象とし、活動内容も広範である。

同福祉館の特徴は、その所在地が貧困・低所得者層が密集する域であるという点である。すなわち国民基礎生活保障法受給者が管轄地域内の住民の36%を占め、被保護水準には至らないがその次の階層に属する世帯が44%に達する。しかしながら、近年、この近接地域に中産階級が主たる住民である大団地が建設されており、貧富の格差が顕著に見られる地域ともなっている。このような状況下、同福祉館の事業は低所得家庭のための福祉事業と高齢者福祉事業に重点をおいて展開されている。以下では国民基礎生活保障法受給対象者に対する救貧事業のいくつかの事業を紹介する。

- ・常備菜支援 週1回、栄養食支援 月1回、米配給 月1回
- ・児童給食センター 月～金、午後5時～6時
- ・無料診療サービス 提携病院において無料診療・治療
- ・病院同行サービス、移動入浴サービス
- ・後援サービス 要保護者に後援者からの経済的支援を伝達
- ・フードバンク等の現物サービス、キムチ

2) ボランティア活動

セムナン教会ではボランティアを信者により構成し、体系的阻止的な活動を提供している。

先に紹介した西大門老人総合福祉館には毎月300人程度のボランティアが派遣されている。福祉館内で職員と一緒にあるいは独自にサービスを提供している。なお、このほかにホスピスや病院等へ訪問し各種のボランティア活動を実践している。

ところで彼らが福祉館において提供するサービスを有償労働でまかなう場合には、相当な費用となる。したがって、ボランティア活動は、サービスの提供だけでなく福祉館の財政運営に大きく寄与しているといえる。このようなボランティアを教会が計画的・組織的に派遣することにより、福祉館側はボランティアが安定・継続して供給されると期待することができ、予算編成や人員配置においてその計画に取り組むことが可能となっている。

これを可能とする背景には、セムナン教会が信者が1万人を超える大規模宗教団体であること、性別、年齢別に信者を分け信者の統括・管理を効率的に行っていることなどが考えられる。いわば機能的な組織を形成・確立しているといえる³⁴。

② ヌンイン寺院

韓国内においては教会が多く見られるため宗教人口もキリスト教徒（プロテスタント、カトリック）が仏教徒よりも多いように思われる。しかし、韓国統計庁の調査によると（2005年）³⁵、韓国の宗教人口は全体の53.1%、そのうち仏教徒は22.8%、プロテスタントが18.3%、カトリックが10.9%と宗派別に見ると最も仏教徒が多い。

しかし教会が一般に街中にあり目に付きやすいのに対し、寺院は通常、山中などにあって、住宅街には建立されないためあまり目立たない。またキリスト教のように毎週日曜日に礼拝に行く、献金をするという宗教規範も必ずしも明確ではなく、活動内容が可視的ではなくかつ、それを外部に広く広報宣伝するという文化も少ない。そのため、寺院においてはボランティア活動のような社会活動が不活発のような認識が少なくない。しかしながら、韓国最大の仏教宗派である曹溪宗は社会福祉財団を設立し多様な活動を展開している³⁶。

本稿は調査訪問したヌンイン寺院および同寺院が設立したヌンイン総合社会福祉館について紹介をする。このヌンイン寺院と福祉館は同じ場所に建てられている。この地域には先に紹介した鍾路総合社会福祉館同様、貧困・低所得世帯が住む一帯がある。そこは無許可居住地域であり、本来は居住することが禁止されている地域、いわゆるグリーンベルトと呼ばれる所である。

したがって強固な建造物を建設することはできず、住民が住居とするものはビニールハウスや簡便な方法で作り上げた居住空間に過ぎない。しかし電気やガス、水道の供給がなされ、そこから通学する児童も当然いる。

ヌンイン総合社会福祉館が管轄区域とするこの地域をクリュンマウ

³⁴ たとえば男性・女性宣教会が年齢別にそれぞれ7つ、また教区別組織が11ある。これらのいわば分科会は意思疎通が可能であり、信仰を同じくする者同士の連帯感も作用し、活動をより積極的に推進するのに有効な集団となっている。

³⁵ 韓国統計庁のホームページ <http://www.nso.go.kr/>。

³⁶ 曹溪宗の社会福祉財団ホームページ <http://www.mahayana.or.kr/>。

ルという。このような地域は再開発の時期が来ると住民たちは立ち退きを求められる。その際、立退き料として補償金を得ての転居となる。この補償金目的にこの地域に居住若しくは居住するかのような外形を作り出すものがクリュンマウル住民の3分の2を占めているという。以下では同福祉館の活動内容等につき概要を述べる³⁷。

1) 沿革

1988年に韓国仏教界のなかで最初に社会福祉法人を設立し、自主財源によってヌンイン総合社会福祉館を建てた。とりわけ、上述の通り、管轄地域内に無許可地域を抱えているため、事業の対象はこれら地域の住民および周辺低所得世帯に対して重点的に向けられることになった。

ただ、現在は低所得層のみならず、一般高齢者や地域住民に対する生涯教育や幼稚園なども運営し、文字通り「総合」福祉館へと移り変わりつつある。

2) 事業内容

ヌンイン総合社会福祉館館長によると高齢者や障害者に特化した福祉館の場合、国や地方自治体からの補助金が運営費の9割を占めるが、総合福祉館の場合は半分程度の補助金が交付されるに過ぎないため、運営に当たっては大変苦勞しているということであった³⁸。

同福祉館の場合、年間運営費が約12億ウォン必要であるところ、国庫補助は5億6千万円程度であるという。残りは15%が寄付、25%が収益金、10%が不動産収入から構成される資金でまかなうという。つまり国庫でカバーされるのは人件費程度であり、サービス提供に要する費用や建物の維持・管理費、光熱費は自ら調達しなければならないことになっている。そのため同福祉館もまた寄付を広く募るためにパンフレットを作成し、信者などへ配布している（資料7参照）。

本稿では同福祉館が提供する多様なサービスのうち国民基礎生活保障法による保護対象者に対する支援について論ずることとする。まず、対象者の選定作業が行われる。これは西大門老人総合福祉館のところ

³⁷ ヌンイン総合社会福祉館については後掲資料のうち、内部資料(2)、文献(3)～(4)、パンフレット(14)～(15)、その他(4)～(5)を参照。

³⁸ 召阜山館長談話。この点について法的根拠を含めて詳細に調査しておらず、今後の検討課題として残されている。

で言及したように、どの福祉館においても同じ過程である。すなわち、洞事務所が被保護者についての情報を福祉館に提供し、それを福祉館の社会福祉士ら職員がどのようなサービスが必要で、そのサービスが洞福祉館で提供可能かを検討してサービス提供を判断する。

- ・ 後援金支給 金銭給付 月 1 回
- ・ フードバンク 現物給付 週 1 回
- ・ 給食費支援 年 10 回
- ・ 教育支援 中高校に進学する児童に学費支援 年 1 回
- ・ 無料給食 60 歳以上低所得高齢者に昼食提供 月～金
- ・ 常備采支援 家事機能が低下した被保護者に対し常備采を提供 火・金
- ・ 特食提供 正月・お盆および節季に特別食を提供
- ・ ヤクルト支援 毎日、家庭を訪問してヤクルトを提供しながら、
 居高齢者の安否確認 月～日
- ・ 環境整備 高齢者住居施設の環境改善および物品交換 年中
- ・ 訪問入浴サービス 高齢者・障害者対象 月 2 回
- ・ 越冬支援 キムチ、練炭・灯油等の暖房費 年 1 回

これらのサービスを個々の世帯構成、経済的状況、健康状態等を福祉館の社会福祉士らが家庭訪問をして把握した上で提供する給付内容を決定する。

(5) 市民主体型支援組織

これまで紹介した韓国共同募金会は法律に基づいて設置、韓国福祉財団はその前身がアメリカの救援組織でありそれを引き継いで今日に至っている。あるいは、その上部組織に宗教団体を有する社会福祉法人による救貧システムやボランティアを概観してきた。いずれも、初めに組織有りきでのスタートと言える。それに対して、90年代に入り、ときに背景にはキリスト教支援があるにせよ、市民が主体となって国内外の支援を必要とする人々のために組織を作り始めた。これらの組織の特徴は少額寄付の促進、多様な寄付先の設定など、より多くの人々の関心をひきつけ、その関心と寄付行為が継続するような工夫を凝らしている点にある。以下では、韓国における代表的な市民主体型支援組織であるアルムダウン財団（「美しい財団」）について紹介する³⁹。

³⁹ アルムダウン財団については後掲資料のうち、文献(22)～(23)、パンフレッ

① アルムダウン財団

a) 沿革

2000年に進歩的な弁護士らを中心に「アルムダウン財団」が創立された。彼らは自らの財団を「市民公益財団 community foundation」と称する。その趣旨は同財団の運営原則に述べられているように市民社会のために働く財団となるというところにある⁴⁰。

b) 事業内容

アルムダウン財団の事業は大きく2つに分けられる。一つは寄付を集め、配分する事業、もう一つは企業に「社会貢献プログラム」を提示し企業の参加を喚起する事業である。さらに関連事業として重要なものが「アルムダウンカゲ（美しい店）」の運営と「共感」という公益弁護士グループに対する支援である。

b) - 1 寄付促進活動

アルムダウン財団が韓国における寄付文化を醸成し、市民相互の連帯を広げていこうとして考えた方法が「1% 基金 分かち合いキャンペーン」である（資料8参照）。これは「月給の1%」「遺産の1%」「お小遣いの1%」「生活費の1%」などであり、その得た収入の1%を寄付にまわそうというキャンペーンである。1%という数値は、最小単位を示すという意味で、象徴的なものであるとされる。

さらに寄付者の希望をできる限り取り入れ、寄付者が一種の達成感、充足感を得られるような工夫、すなわち多様な基金を設けている。これは同財団あるいは個人、企業などが基金を作り、そこに寄付を募るというものである。8種類あり、企画、教育、児童青少年、高齢者、文化、障害者、女性および研究の各領域である⁴¹。

b) - 2 社会貢献プログラム

これは企業のもつ資金力を活用したい同財団の意図と企業イメージ向上のためにも社会貢献を実践したい企業との思惑が合致し

ト(6)~(9)を参照。

⁴⁰ 財団ホームページ参照 <http://www.beautifulfund.org/>。

⁴¹ 「企画」には1%基金が含まれる。他に公益弁護士基金、国際NGO連帯基金などがある。また教育には教保生命希望奨学基金、キムグンジャおばあさん基金などがある。詳細は注(37)ホームページ参照。

たために、大きく発展した事業である。寄付行為に関するノウハウを財団が企業側に提供することで、双方にとって大きなメリットが生じている⁴²。

参加企業は大企業から中小零細企業にまで多様である。但し、やはり資金に余裕のある企業の参加が多いことから大企業が中心となっている。

b) - 3 アルムダウンカゲ

これはアルムダウン財団が母体となって作られた非営利法人である。いわゆるリサイクルショップの一つである。しかし通常のリサイクルショップと違うところは、物品を無償で提供することであり、店舗側はそれを低廉な価格で販売する。そしてその収益金を経済的に困窮している個人や団体に寄付することが活動の主たる目的である。

2002年に第1号店がソウル市内に作られ、現在は全国に56店舗ある。この店舗はすべてボランティアによって運営されている。そのボランティアの募集、要請も重要な仕事になっている。

b) - 4 「共感」 - 公益弁護士活動の支援 -

アルムダウン財団の創設者が弁護士であったことや低所得者層に対する経済的支援を通してその人権擁護の必要性を感じて、同財団は非営利で運営される、いわばローファーム設立の基盤を提供した。それが「連帯」である⁴³。上述した多様な基金の中にはこのローファームを支援する基金が含まれている。2007年現在、6名の弁護士が在籍している。

彼らは公益訴訟の遂行のみならず、制度改善、各種団体へ赴き法的助言などを実施している。同財団が支援対象とする貧困世帯、高齢者、障害者および女性などは、また社会的弱者と呼ばれ、権利侵害に晒されやすい存在である。彼らの権利を擁護し、その権利の回復を担う「連帯」は社会的に極めて意義のある存在といえる。

b) - 5 寄付額

⁴² たとえばKTF（通信会社）は低所得家庭の青少年らに情報化教育を提供するという目的のもと、貧困世帯が多く住む地域の青少年施設にコンピューター、インターネット回線等を設置している。

⁴³ 「連帯」のホームページ <http://www.kpil.org/index.asp>。

アルムダウン財団が「1%」募金などを通して得た募金額は 2005 年、約 330 億ウォンである。これは韓国共同募金会の 2150 億ウォンに比べると 1 割強であり、その規模は大きいとはいえない。しかし、韓国福祉財団が集めた募金総額が約 524 億ウォン（全体の収入は 953 億ウォン）と比べると遜色がないともいえる。

（6）放送局 - K B S を中心に -

（1）で紹介したようにテレビ局を積極的に活用した募金活動は今日、韓国社会においては一般的になっている。なかでも先述した韓国福祉財団と K B S との共同番組「사랑의 리퀘스트」はその草分け的番組である。以下では、同番組を紹介し⁴⁴、マスコミを通じた国民同士の相互扶助のあり方について検討したい。

K B S の「사랑의 리퀘스트」は、現在、毎週土曜日の午後 5 時から放映されている。同番組は難病や重い傷病を患っているにもかかわらず、経済的に困窮しているため入院・治療費を用意できない患者、あるいは両親が不在・傷病のため貧困に苦しんでいる子供たちを番組の中で紹介しながら、視聴者に対し電話による募金（A R S）を呼びかける番組である。

同番組は前述の韓国福祉財団との協同により製作されている。1997 年 10 月 24 日が第 1 回放映日であり、以後 10 年にわたり続いている。300 回放映時に示された統計によると、300 回の間に A R S および銀行送金などを通して集められた募金額は約 352 億 7 千万ウォンになる。

また韓国福祉財団の報告書によると 2006 年の募金額は A R S によるものが 28 億ウォン、A R S 以外の手段によるものが約 43 億ウォン、あわせて 71 億ウォンが同番組に寄せられている。このうち実際の支援にまわされたのは 53 億ウォンとなっている。支援対象で最も多いのは疾病（39.5%）、ついで貧困世帯（33.8%）白血病および腫瘍（24.7%）である。一般疾病と白血病・腫瘍を合わせると治療費支援が 6 割を超える。このことは、韓国の公的医療保険の適用疾病が限られており、難病や重度の傷病に罹患すると個人の経済力では解決困難な状況に陥ることを示している。社会保障給付がカバーすることができない範囲を民間団体が補完し、国民の健康、生活の向上に資するという好例である。

⁴⁴ 後掲資料のうち、文献(25)参照。

(7) 企業

最後に企業が実践している寄付行為について論じたい。近年、わが国においても「企業の社会貢献」「企業の社会的責任」が唱えられている。経営過程で法令遵守はいうまでもないが、それにとどまらず、積極的に収益を社会に還元し、社会福祉の向上に寄与しようという態度である。これが企業の建前であるとすれば、本音は企業イメージの向上にあるとも言える。韓国においては企業寄付の牽引となっているのは財閥企業である。その豊富な資金力を背景に日本円で数十億単位の寄付をすることも珍しくは無い。

このような行為が支援・救済を求める者にとってもっとも有効であると評価される一方、しばしば伝えられる財閥企業の不正行為の贖罪行為であるとの批判も少なくない。

ところで企業の社会貢献は単に寄付行為だけではなく、その組織力を活用してボランティア活動を積極的に計画・参加している。企業の中には、ボランティア有給休暇制度を設け参加を促進しているところもある。

ほとんどの財閥系企業は寄付行為やボランティア活動を専門に担当する部署・人員を設置・配置し、事業活動の一環として実践しているといっていよい。なお、中には別法人を設けて計画・実践している企業もある。それゆえ、活動記録、年度報告書なども整備されており、活動が計画的・組織的に展開されていることがわかる。

以下では韓国最大の企業サムソンと社会貢献活動において注目されているSKテレコムを紹介する。

① サムソン

サムソンは大財閥企業である。系列会社は30、総従業員数は15万人である。したがって規模の大きい会社には、個別に社会貢献活動を担当する部署がおかれている。そして、これら系列会社全体の社会貢献活動を計画・統括しているところがサムソン社会奉仕団である⁴⁵。

サムソン奉仕団は1994年に創設され、以後、多様な奉仕活動を考案計画を進めている。同奉仕団は2005年度に約5000億ウォンを社会

⁴⁵ サムソンおよび同奉仕団については、後掲資料のうち文献(17)~(18)、パンフレット(20)を参照。

奉仕に費やしている。内訳で最も多いのが 51.2%を占める公益事業、ついで 46.8%の寄付協賛、2%がボランティア活動支援費である。

公益事業には社会福祉（52.3%）、学術教育（26.5%）、文化芸術、環境保全、国際交流および体育振興がある。

なお、サムソンは寄付の9割を韓国共同募金会などへ寄託し、直接対象者に伝達することはほとんど無いという。それは寄付金の使途に対する透明性と公平性を担保するために必要であると考えているからであろう。

サムソン奉仕団の重要な業務の一つが従業員のボランティア活動参加促進である。そのためサムソングループにはボランティア活動に活用するために年1週間の有給休暇が付与されている。これに社員の8割がボランティア活動に参加しているという。

統計によると従業員がボランティア活動に従事した時間は236万時間（2006年。前年比の約2倍）、参加従業員数は16万人（2006年、前年比5割増）、参加チームは3,785となっている。

② SKテレコム

SKテレコムは1973年と財閥企業の中ではもっとも早くから社会貢献活動を開始している。当初は奨学金給付がその活動の主体であった。その後、現在に至るまで多様なで独創的な社会貢献活動を展開している⁴⁶。

SKテレコムの特徴は、他の財閥あるいは大企業が本とは別に社会福祉法人などを設立し企業体とは独立して社会貢献活動を実践しているところが少ないのに対して、あくまで企業経営の一環としての性格を保たせている点である。

ただし活動の範囲・対象が拡大し、個別部署において対応が困難となったため2003年に初めて社内に14名で構成される社会奉仕団を創設し、そこで各社・各部の特徴に応じた社会貢献活動を企画・促進している。いわば統括本部として機能している。

この背景として社会貢献活動はあくまで企業運営に資するものであるべきあること、財団法人を創設するとその意思決定が優先され、それが経営方針と異なる場合が生ずることは望ましくないこと、などをあげる。

⁴⁶ SKテレコムについては後掲資料のうち、文献(19)を参照。

2004年には社会貢献活動のためにチーム制が導入され、現在、グループ各社すべて合わせると53のチームがある。そして従業員の社会貢献活動参加率は約7割になる（グループ全体の従業員数は約2万人）。

最近の活動で注目をあげているのが「SK 幸福弁当 事業」である。これはSKテレコムが生活が困難で求職中の者の中から調理師、調理員を弁当店で採用し、それを同じく仕事を探している高齢者が欠食児童や独居高齢者に配達するというシステムである。これにより失業・求職中の者は職場と賃金を、欠食児童たちは食事の提供を受けるという双方が利益を享受することができる。SKテレコムの代表的な社会貢献プログラムとして高く評価されている。

2006年2月にソウル市内に1号店が開店し、2007年3月現在21店舗まで増えた。これにより全国で約4,500人の欠食児童と独居高齢者が飢えを克服し、また450人が就労している。なおこの事業には国庫補助が支給され、SKと政府が協同しあって運営している。

なおSKは社会貢献活動の概要等については年度報告書やホームページをとして詳細に紹介しているが、それに要した費用は非公開である。

③ 現代・起亚自動車およびLG福祉財団

これらの社会貢献活動については資料9および10を参照されたい。

4 民間支援の意義と限界－社会保障制度との相互補完へ－

本研究により得られた知見として、「民間支援の意義と限界－社会保障制度との相互補完へ－」「まとめにかえて－日本への示唆－」を本稿で論ずるところである。しかし、この点については、平成18年11月に開催された「アジア法学会」にて報告し、平成19年6月には学会誌「アジア法研究」に論文が掲載される（脱稿済み）。この報告および論文は、本研究の成果の一つである。そのため上記検討内容については、学会誌掲載予定の論文をもって替えることとする。

韓国所得保障制度の特徴と課題
— 後発福祉国家の官民共同型社会保障 —

The Issues of the Social Security system in Korea

小樽商科大学商学部教授

片桐由喜

1. はじめに

韓国社会は、第二次世界大戦およびそれに続く朝鮮戦争により疲弊し、国民生活は窮乏を強いられた。この状況を前に、政権担当者らは国家再建の要をまず経済成長としたのである。そして、長期間にわたり経済発展政策があらゆることに優先し、これを円滑に達成するためには国民生活の犠牲もやむをえないという社会的合意が形成されていた。

韓国の社会保障制度が長い間、実効性を有してこなかった背景にはこの社会的合意に基づく政策決定があったのである。すなわち、戦後の経済復興を至上命題とした歴代政府は、まず経済発展により得られた富は更なる経済成長の原資とすることとし、国民生活の改善・向上に向ける、すなわち社会保障制度を整備することは成長後の課題であると考えた。これを「先成長・後配分」政策と呼び、後発工業国に一般的に見られる傾向である。

このように国民生活への富の再配分を後回しにしながらも、一方で韓国政府は社会保障立法を進めている。その理由は二つあると考えられている。一つはその時々々の政権が圧制政府ではなく、国民の信任を得るにふさわしい正統性を有する政府であることを国民に示すために国民重視を旨とする社会保障立法が必要であったことである。

もう一つは、韓国が経済復興に着手し、経済発展計画を策定し始めた 1960 年代初頭、ヨーロッパ先進諸国や日本ではすでに社会保障制度が整備され、福祉国家としての体裁を整えていた。わが国について言えば、1958 年に国民皆保険、1959 年には国民皆年金を達成し、遅れていた社会福祉分野も 1973 年には福祉元年と呼ばれ立法が整う。韓国政府は対外的に近代民主国家と評価されるためには、社会保障立法が不可欠であるとの認識を持っていたために、立法に着手せざるを得なかったと言うものである。

したがって、韓国社会保障立法の特徴は、形式的立法は整備されてきたが、その施行は不十分であり、社会保障制度が国民、とりわけ低

所得階層に対して実効性を十分に発揮できないでいいであろう。しかしながら、制度としての社会保障の有無に関わらず、経済的困窮に置かれている国民は事実として存在してきた。このような状況下、すなわち国家による制度的生活保障を期待できない場合においては、自発的に国民間において相互扶助作用が働き、国家に代替して困窮者を救済しようとする組織が自生する。

本稿はこの国家に代替して経済的困窮者に所得保障等、社会保障的な機能を果たす民間組織について論じようとするものである。後述するように、地域社会の中で相互扶助機能を担う任意団体は、多くの福祉国家における源流である。しかし、それらの大半は制度の整備・発展に伴い役割を縮小あるいは変容させ、国家代替機能というよりはむしろ、国家とは異なる役割を担うことでその存在意義を示そうとする。

韓国社会において今なお存在するかかる組織を研究することを通して、民間組織の社会保障分野進出の意義や有意性、他方でその限界や課題が何であるかを明らかにすることが本稿の目的である¹。

以下では上記の問題関心に沿って、韓国社会保障法制の沿革、現行制度の保障水準、民間組織の現状の概要を述べ、最後に民間組織と国家の協同、すなわち官民協同型福祉国家が国民にとってどのような意義を有するかについて検討することとする。

2. 韓国社会保障法制の沿革

(1) 民間〔宗教〕組織による活動の源流²

19世紀末から20世紀にかけての開国、李氏朝鮮解体および大韓帝国建国の途上、行政主導の社会保障サービスの提供は公衆衛生分野に限られていた。この時期の救貧事業は開国に伴って上陸してきた外国人宣教師らにより実施され、彼らが孤児院、盲学校、老人施設等の設置・開設を行った。そして、この時期の宗教家らによる慈善活動が、今日に至るまでのキリスト教あるいは仏教など宗教団体による活動の源流と位置づけることができる。

ところで教会を母体とする慈善事業は西欧諸国における社会保障制度の原点であることは周知の通りである。しかし、その史的発展の過程において、宗教団体による事業は国家制度へと発展吸収され、その役割は縮小していくのが通例である。しかし韓国の場合、今日、社会保障制度が国家責任として認識され、一定程度の役割を果たしているにも関わらず、宗教団体の役割が大きく減退はしていないと思われる。

その理由の一つは西欧諸国に比べて制度保障が相対的に脆弱であること、もう一つは教会などが自らの存在意義を堅持するために積極的に関与しようとするモチベーションが強いことなどがあげられる。そして、特筆すべきは、宗教団体がその役割を果たすに十分な資金力、組織力ないしは人材を有しているということであろう。

(2) 植民地期－1910年～1945年－

植民統制下における社会保障制度の導入・施行の背景には³、被植民地国民の生活保障よりも、植民地支配秩序の維持、すなわち民族運動の抑制と貧民の不満解消が主たる目的とされるといわれる⁴。ただし、具体的な制度の実施過程で植民地社会の貧困などがある程度改善されたことも事実である。

ところで、この時代の社会保障立法は解放後の制度構築に大きな影響を与えている。すなわち、統治期間中に制度基盤が形成された制度は、解放後、比較的早い段階で整備発展している。たとえば労災保険の分野である。解放後最初の社会保険は1963年の産業災害補償保険法である。これは朝鮮鉱夫労務扶助規則(1939年)を発展させたものである。

また、恩給法が早い時期から適用されていたため、韓国においても1960年代に公務員年金法、軍人年金法、私立学校教職員年金法などが制定・施行されている。他方、医療保険および年金保険法は日本法が導入されることがなく⁵、韓国国内においても国民皆保険は1989年、国民皆年金は1998年によりやく達成されている。したがって高額な医療費負担や老後保障などは、自助努力で解決することが求められていた。

(3) 国家再建期－1948年～1963年－

この時期の社会保障立法の特徴は、「戦後処理・対策」という点にある⁶。すなわち、戦災孤児や浮浪児を保護するための児童福利法(1961年。後に児童福祉法)、生活保護法(1961年)、戦死傷者援護関連法などである。しかし、法の施行状況は極めて不十分であった。まず国家財政のうち社会保障に配分される比率は極めて少なく、また財政規模自体、小さいため社会保障への配分額も当然に少ない。

そこで、この時期、国民への救済援護を実際に担ったのは外援と呼ばれるアメリカを中心とする外国民間団体からの物資援助であった。

とりわけ、アメリカとの間で締結した「民間救護活動に関する協定」(1955年)が法的根拠となり、以後の援助活動が活発に展開される。なかでもKAVAとよばれる外国民間援助機関韓国連合会は第二の保健社会部(現在の保健福祉部)と呼ばれ⁷、国家に代わって国民の生活保障を担ったとされる。

(4) 「先成長・後配分」期－1963年～1976年－

朴正熙が大統領となって始まった第三共和国下では経済成長・発展が至上命題であり、財政支出のみを伴い生産性のない社会保障制度はほとんど顧みられなかった⁸。これを端的に表現するのが、先にも述べた「先成長・後配分」のスローガンである。

経済成長至上主義は1962年から始まる一連の経済開発計画により実践されることとなる。そして、第1次から第3次にまでの各計画の基本方針に国民生活の改善・向上を掲げる文言はない。ここに政府の政策優先順位がみてとれるであろう。

ところで、1973年に国民福祉年金法が制定されるが、その施行は1988年まで延期され、事実上、死文化することとなる⁹。この背景には国民の所得保障の中心的制度を社会保険ではなく公的扶助に置こうとする立法者の意図があるとされる。その理由は第一に、政府が社会保険制度が企業に経済的負担を課し、彼らの事業活動に影響を及ぼすことを憂慮したため、もう一つの理由は生活保護が100%国庫負担のため、財政管理、すなわち支出抑制が容易であるためであると説明される。そして、当時の生活保護法は職権保護を原則とし、かつその給付水準は極めて低くおさえられていた。結局、経済的困窮者の救済措置は国家保障の枠外でなされるほかない状況であったといえよう。

(5) 政策比重転換期－1977年～1987年－

韓国社会の変容に伴い、第4次経済計画以降、基本方針に「社会開発の促進」「所得階層間・地域間均衡発展」「国民生活の質向上」という文言が現れる。また全斗煥政権期には社会保障立法が相次ぎ、また生活保護法は全文改正された¹⁰。しかし、この時期もなお、社会保障支出は全体の2.5～2.7%、またGNPは1981年当時で1700ドルにすぎない。したがって、政策の方向が福祉国家指向となったにせよ、保障水準は従前から大きく向上したとは評価し得ない状況であった。

これら期間中の不十分な制度的保障を補った社会システムは大きく

二つある。一つは韓国社会が当時、未だ農村社会であったことから一定程度機能していた私的扶養である。もう一つは、本報告のテーマである民間組織による相互扶助体制、あるいは共同体内（血縁、地縁ないしは職域）での資金調達システム、いわゆる「契」の存在である。

国家による社会保障制度が不十分である場合には、国民自身が何らかの生活保障システムを作り出さなければならない状況におかれる。言い換えれば、いわば強制された「自助」により、インフォーマル部門の生活保障システムが自生的に発達してきた、発達せざるを得なかったといえる。そして政府はこれを社会に組み込まれた「制度」として国民の生活保障を委ね、経済成長の果実を更なる経済発展の原資にまわし、国家責任としての社会保障立法や制度施行を遅らせることができたといえる。

（6）民主化以後－1988年～現在－

民主化以降、韓国社会保障制度は大きな変容を遂げてきた。その背景には、第一に一定程度の経済成長を達成し、その富を国民生活の保障へ振り分けることが可能になったことがあげられる。すなわち、ようやく「後配分」の時代に入ったということである。第二に、韓国社会が先進国と同じような社会現象、すなわち少子高齢化、核家族の進行、等が顕著となり、扶養の社会化が急務となったことがある。特に高齢期の所得保障制度、要介護老人のケアなどが、一家族内では解決できないような状況が韓国国内において拡散してきたのである。

その結果、国民年金法の制定（1986年）・施行（1988年）がまず着手された。次に、国民生活の向上が医療給付に対する要求の高まりをもたらし、それに応えるべく医療保険各法の整備・統合が進められた¹¹。さらに1997年のIMF危機時に多くの者が失業したが、当時の生活保護法がこのような場合に適切な救済措置となりえないことが判明し、同法は廃止され、それに代わり1999年に国民基礎生活保障法が制定された¹²。現在は、韓国版介護保険法の立法作業が進められている。

3. 現行所得保障制度による保障水準

（1）社会保障制度の構造

韓国もまたわが国同様、憲法に生存権規定をおき、これが社会保障各法の根拠規定となっている。現行憲法は1987年に制定され、生存権は同法34条に規定されている¹³。この憲法の下、前述の通り社会保

険¹⁴、公的扶助および社会福祉の各分野にわたり立法がなされている¹⁵。現在、法体系上はわが国とほとんど変わらないといってよい。

(2) 給付水準

① 公的年金の給付水準

前述の通り、韓国において一般被用者が年金保険法上の被保険者となったのは 1988 年である。高齢期の所得保障が急務とされつつあるにもかかわらず、年金制度の施行が遅れたため年金支給要件を緩やかに定め、保険料納付期間が 10 年以上で年金受給権を与えている¹⁶。なお、20 年以上の被保険者納付期間を有する場合に支給される年金を完全年金といい、この受給者は 2008 年になって初めて出現する。

そのため全般的に年金額は低水準にとどまっている。国民年金の平均給付額は約 200 万ウォン(年額、日本円にして約 25 万円)である¹⁷。この結果、60 歳以上の者のうち、年金を主たる収入源とするのは全体の 6.5%にすぎない¹⁸。子供たちの経済的支援を受けて生計を立てている割合は 40%に達する。

なお、日本において平成 16 年度老齢厚生年金一人当たり平均受給額約 202 万円である¹⁹。そして 65 歳以上世帯のうち 62%は、収入が公的年金のみである²⁰。

② 公的扶助の給付水準

公的扶助法は日本では生活保護法、韓国では国民基礎生活保障法である。公的扶助の給付水準を比較する上での指標は二つである。一つは保護率である。これは経済動向のみならず、給付要件が厳格であるか緩やかであるかによっても左右される。もう一つは保護開始基準となる最低生活費の水準である。これが低いと要件は厳格であるとの評価が可能である。

韓国の場合は保護率は 30%、日本は 11%となり、韓国が日本の 3 倍近い保護率を示す。他方、月額最低生活費は標準世帯(3 人家族)の場合、韓国が約 91 万ウォンであるのに対し、日本は約 16 万円である(いずれも 2005 年)。日韓の賃金水準がほぼ拮抗しつつある現状を考慮すると²¹、韓国の最低生活費基準は日本に比べて低く、これは結局、保護水準も低く抑えられることを意味する。

4. 民間組織による公的制度代替機能の現況と課題－公的保障との比

較を通して一

これまで述べてきたように、韓国においては現行所得保障制度がそれだけでは最低限度の生活を維持できない水準にとどまっていると評価せざるをえない側面を有することが理解されよう。

この国家保障では足りない部分を補完するのが民間組織による支援活動である。活動内容は、現金給付と現物給付に大別される。本稿では現金給付に限定して考察するものとする。なお、以下の統計数値は社会福祉共同募金会『社会福祉支援総量調査研究 調査研究 2005-02』（2006年）による。

(1) 民間組織の種類と給付類型

領域	区分	細目	推計額（百万ウォン）
企業	企業福祉	退職金など	31,499,710
	社会貢献	寄付	1,200,006
	公共料金減免（ガス、電気）		527,968
第三セクター	宗教団体	社会福祉目的の支出	1,598,809
	福祉施設	認可施設*1	992,552
		無認可施設*1	62,635
	市民団体	社会福祉目的の支出	72,053
	募金	募金機関	法定／民間募金機関*3
協会・協議体		社会福祉関連協会、等*4	24,140
政府	公的年金		9,377,899 *2
		国民年金中、老齢年金のみ	1,987,451
	国民基礎生活保障法	基礎生活給付	1,805,442
個人	20歳以上の14%が寄付	*5	1,763,913 *6

*1 国あるいは地方自治体からの国庫補助、措置費などを除外した額。

*2 国民年金、公務員年金、軍人年金、私学年金より支払われるすべての年金（老齢、障害および遺族）を合わせた額。

*3 法的募金機関とは大韓赤十字社、社会福祉共同募金会をいう。また、民間募金機関とは、救世軍、韓国福祉財団、ワールドビジョン等、計6団体が含まれる。

*4 大韓結核協会、全国災害救護協会等、計5団体である。

*5 平均寄付額を361,814ウォンとして計算。

*6 この額は上記法定募金額と重複。

(2) 10大企業による寄付金現況

1	サムソン電子	174,441 (百万ウォン)	30.6%
2	現代自動車	29,948	5.2%
3	LG電子	10,352	1.8%
4	韓国電力公社	81,682	14.3%
5	サムソン生命保険	53,326	9.4%
6	ポスコ	154,057	27.1%
7	SK	54,959	9.7%
8	起亜自動車	7,796	1.4%
9	LG製油	1,189	0.2%
10	SKネットワークス	1,718	0.3%

(3) 日韓寄付金・募金の比較

①募金額

日本 平成17年度共同募金総額 約220億円

韓国 約310億円(1円=10ウォン)・・・人口を考慮すると・・・

③ 使途－日韓共同募金会－

日本 「低所得者」 北海道0.3%、東京3.0%、福岡1.6%、沖縄13.5%

使途の中心は、地域で福祉活動を行う団体やNPO法人等への支援

送迎用福祉車両購入、手話通訳ボランティアの学習のため

めの機材購入

韓国 日本との大きな差異は貧困世帯に対する直接的支援が顕著
例) 疎外階層支援、少年少女家庭への奨学金、難病児医療費
支援、貧困世帯住宅修繕、等

5. 官民協同型福祉国家における社会保障責任の所在

(1) 後発福祉国家の背景

解放後、経済成長最優先政策を堅持し、これを阻害する要因は徹底的に排除されてきた。なかでも社会保障制度は給付行政の典型であり、特に社会保険は使用者の経済的負担を伴うため立法自体が見送られてきた。立法されたとしても施行延期あるいは給付の低水準化を図ってきた。

韓国社会保障立法の多くはわが国のそれをそのまま導入している分野が大半である。換言すれば、「後発の利益」を駆使し、立法作業には多くの労力を費やしていないと言える。ただし、施行にあたり財政措置をすることが困難であったため、実態としては形式的福祉国家にとどまっている。

なお、わが国の場合、生活保護基準が憲法 25 条に違反する程度に低いとして争われた「朝日訴訟」があるところ（最大判昭 42. 5.24 民集 21-5-1043）、韓国においては、今日に至るまでこの種の判例は見当たらない。これは国民の生存権保障に対する規範意識が弱く、また、低負担低給付型社会保障に合意していた、せざるをえなかったからと評価しうる。

このような公的社会保障制度の未整備・未成熟が許容されたのは、韓国社会が長い間農村社会であったこと＝地縁、私的扶養＝血縁が機能していたこと、などが背景にある。

(2) 社会保障制度要請と民間団体の台頭

韓国社会の変容－核家族化、都市化、高齢化等－による私的扶養能力の低下が見られるようになったにもかかわらず、扶養の社会化が社会的装置として整備されない状態が続いた。他方で経済成長による富が公平に配分されず、所得再配分が機能しない。

制度の欠落を補充する民間団体の活動は、従前から存在した。それらにつき 90 年代後半から、構成員間同士の相互扶助を体系的に実施さ

れることを企図して、関連立法がなされるようになった。

また財閥グループが社会貢献活動の一環として、財団を創設し、活動を本格的に開始した。

募金の体系化

1951年 寄付金品募集金法

1995年 寄付金品募集規制法

1996年 社会福祉共同募集法制定（'98年7月施行）

2006年 寄付金品の募集および使用に関する法律（1995年法の改称。一部改正）

民間団体への支援

2000年 非営利民間団体支援法

急速な経済成長、不均衡な富の配分 → 企業による社会貢献活動

例) 1991年 LG福祉財団

1994年 サムソングループ「サムソン社会奉仕団」創設

2001年 現代自動車

2003年 SKテレコム「社会奉仕団」創設

(3) 民間団体による代替機能の限界と課題

福祉国家と呼ばれる国々では、生存権保障のため、すなわち健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、個別具体的な法律を制定し、その定める給付要件を充足する者には等しく、保護を実施している。いわゆる無差別平等の原則である。国家が責任主体となって提供する社会保障サービスは、全国民に対し普遍的であること、公平であることが何より求められる。

このような国家における民間団体の役割は、最低の生活保障を国家に代替して実施するものではない。いわばプラスアルファ、あるいはより快適なサービスの提供を担い、またそれが期待される。

他方、韓国のような「後発」福祉国家は、国家による社会保障制度が不十分なまま、社会構造が先進国と同質化、つまり私的扶養能力の低下という傾向を示す。したがって憲法で生存権規定がおかれ、国民にはその履行の必要度が高まっているにもかかわらず、現実の社会においてはそれが実施されていないという現象が見られる。

この国家による生存権保障の不完全さを補うのが民間団体の社会貢

献活動である。先進福祉国家のようなプラスアルファ的役割ではなく、国家代替機能を果たす。

しかしながら、これが民間団体のあくまで任意・善意の活動であるために、当然のことながら申請者ないしは受給者に請求権、選択権、受給できなかつた場合の不服申立権などは認められない。また募金や寄付金などの配分は公正な手続きによって実施されているとはいえ、その配分には募金者や寄付者の意向が反映される—とりわけ近年はその傾向が強い—。

したがって民間団体による国家代替的保障は全国民にとって普遍的あるいは公正であることが担保されない。つまり官民協同型社会保障は、生存権保障にとってきわめて重要な規範、無差別平等や公正であることが、必ずしも守られない性質をもつ。

6. まとめにかえて—日本への示唆—

他方でわが国は現在、年金給付や生活保護の基準の切り下げ、それに伴う自己責任ないしは自助自立の強調がされる。この背景には超少子高齢社会の到来、低経済成長がある。つまり国家の社会保障分野で果たしてきた役割を縮小させる方向へ向かっている。

それに対し韓国は、先進国化するにつれ社会資本の整備が進み、社会保障分野も高負担中給付型へ移行しつつある。日韓の社会保障のあり方がお互いの方向へ近づいているといえる状況である。

その接点が公私の役割に線引きをする理想のポイントなのかは、現時点では断言しかねるが、どこまで国家に対し給付請求できるかを判断する論拠とはなりえるだろう。

1 この問題に関心をテーマとして、科学研究費補助金〔基盤研究（C）、平成17年度～同18年度、「韓国社会保障法制の特質と課題—インフォーマル組織の役割とその限界—」〕を受け、各種民間団体の調査等を実施してきた。

2 この点については、拙稿「韓国・占領体制下における社会保障制度」『商学討究』55巻2-3合併号（2004年）145～152頁参照。

3 わが国が宗主国として、植民統治期に制定したり、自国の法を適用したものは主として以下の通りである。恩賜振恤資金窮民救助規定（1919年）、恩給法（1923年）、朝鮮鉱夫労務扶助規則（1939年）、船員保険法（1940年）および救護令（1944年）等である。

4 この時期の社会保障制度については、前掲書（注2）152～171頁参照。

5 当時の日本の社会保障立法状況とこれら制定法の韓国への植民時代における

適用は以下の通りである。

	日本における立法	韓国への適用
1911	工場法	×
1922	健康保険法	×
1923	(統合) 恩給法	○(1910年など)
1929	救護法	○(1944年)
1938	国民健康保険法	×
1941	労働者年金保険法(後の厚生年金保険法)	×

- 6 この時期の社会保障制度については、拙稿「韓国・社会保障法制の基盤形成期」『商学討究』56巻1号(2005年)61～75頁参照。
- 7 KAVAとは、Korean Association of Voluntary Agenciesの略称である。
- 8 この時期の社会保障制度については、前掲書(注6)76～80頁参照。
- 9 この時期の社会保障制度については、前掲書(注6)92～112頁参照。
- 10 この時期の社会保障制度については、前掲書(注6)82～92頁参照。
- 11 この点については、拙稿「韓国の医療保障・介護保障」日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第4巻 医療保障法・介護保障法』(法律文化社、2002年)283～265頁参照。
- 12 この点について、우중모「국민기초생활보장법의 의의와 과제」『社会科学研究』9号(2000年)124～148頁参照。
- 13 韓国憲法の生存権規定については、前掲書(注6)58～59頁参照。なお、1987年憲法34条は以下のように規定する。「①すべて国民は人間らしい生活をする権利を有する。②国家は社会保障、社会福祉の増進に努力する義務を負う。③国家は女子の福祉と權益の向上のために努力しなければならない。④国家は老人と青少年の福祉向上のための政策を字視する義務を負う。⑤身体障害者および疾病・老齡その他の事由により生活能力がない国民は法律が定めるところにより国家の保護を受ける。⑥国家は災害を予防し、その危険から国民を保護するための努力をしなければならない。」
- 14 韓国の4大社会保険のうち、医療保険は1977年に強制加入制導入、国民年金保険法は1986年に制定され、一般被用者を強制加入とした。なお、労災保険は1963年および雇用保険は1993年にそれぞれ実施されている。
- 15 社会福祉法制はわが国同様、高齢者、障害者および児童の三種に分かれ個別に立法されている。
- 16 10年以上の保険料納付期間を有することにより支給される年金は、減額老齡年金、在職老齡年金および早期老齡年金である(国民年金法56条2項、3項および4項)。
- 17 통계청「2004 한국의 사회지표」(2004年)482頁。
- 18 前掲書497頁。
- 19 社会保険庁『社会保険事業の概況 平成16年度』同庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/infom/tokei/gaikyo2004/gaikyo.pdf> より。
- 20 厚生統計局『国民福祉の動向』53巻12号(2006年)17頁。
- 21 韓国の都市勤労者の月平均所得は294万ウォン(2003年、前掲書(注17)224頁)、また日本の場合、フルタイムで働く一般労働者の2005年度月平均賃金は約32万円である(厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」)。

まとめにかえて

本稿では研究の過程で収集した資料をすべて検討分析あるいは紹介することができなかった。これらを体系的に整理し、韓国におけるインフォーマル組織の相互扶助機能につき掘り下げた検討をすることが今後の課題である。加えて、このような民間組織の機能を業績基幹がどのように把握し、評価しているのかについてもあわせて検討課題としたい。

資料

内部資料

- (1) 서울특별시 중구 『「中区 社会安全網」事業推進現況－2006.8.31.現在－』 内部資料
- (2) 시립서대문노인종합복지관 방문을 환영합니다!
- (3) 하국자원봉사협의회 [자료 2006.4 一般現況]
- (4) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 종로종합사회복지관 [종로종합사회복지관 현황 2007]
- (5) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 시립서대문노인종합복지관 분야별 자원봉사 모집안내
- (6) 새문안교회 (2005·5, 2007·3) 제직회회의자료
- (7) 사회복지공동모금회사랑의열매 [현황 2005.2] 文献 (7) の内部資料
- (8) 대한적십자사[2004 년도 사업실적 및 결산보고]

文献

- (1) 서울특별시 중구 『중구사회안전망 백서- 복지행정의 새로운 모델』(중구 사회복지과,2006)
- (2) 김미숙他 『宗教界의 社会福祉活動 現況과 活性化 方案 研究-教會의 社会福祉活動을 중심로-』(韓國保健社会研究院, 1999)
- (3) 능인종합사회복지관 『재가복지대상자 생활실태에따른 연구보고서』(사회복지법인 능인선원 능인종합사회복지관, 2005)
- (4) 능인선원 [Guide Book]
- (5) 전국경제인연합회 [2005 기업/기압재단 사회공헌백서](전국경제인연합회,2006)
- (6) 하국자원봉사협의회 [2006 년도 정기총회 회의자료]
- (7) 사회복지공동모금회사랑의열매 [사회복지자원총량조사연구](사회복지공동모금회,2005)
- (8) 사회복지공동모금회사랑의열매 [국내외 나눔 문화의 경향과 이슈-문화적 특수성을 중심으로-(사회복지공동모금회,2005)
- (9) 사회복지공동모금회사랑의열매 [나눔을 위해 일하는 세계의 공동모금회-14 개국 세계공동모금회 활동 자료집-](사회복지공동모금회,2005)
- (10) 사회복지공동모금회 사랑의열매 [연간보고서](사회복지공동모금회,2004)
- (11) 사회복지공동모금회 사랑의열매 [연간보고서](사회복지공동모금회,2005)
- (12) 사회복지공동모금회 사랑의열매[2005 배분지원사업 우수사례집](사회복지공동모금회,2005)
- (13) 보건복지부/하국사회복지협의회 [민간복지자원총량파악체계 축방안](정부간행물,2000)
- (14) 한국복지재단 [2005 사업보고서]
- (15) 한국복지재단 홍보개발본부[2005 년도 홍보개발본부사업실적 보고서]
- (16) 한국복지재단 [2006 사업보고서]
- (17) 삼성 사회봉사단[2005 삼성 사회공헌활동 백서](2006)
- (18) 삼성 [삼성 자원봉사 우수 프로그램 150 선]

- (19) SK 텔레콤 홍보실 사회공헌팀 [2005 SK 사회공헌활동 백서](SK 자원봉사단,2006)
- (20) 현대:기아자동차 기획총괄본부 정책지원팀 [2005 현대/기아자동차구름 사회공헌활동 보고서]
- (21) LG 연암문화재단 [LG 공익재단 활동 백서](2000)
- (22) 아름다운재단 [나눔 가계부](아름다운재단, 2005)
- (23) 아름다운재단 [제 5 회 국제기부문화심포지엄·기빙 코리아 2005·]
- (24) 굿네이버스 [연차보고서 2005]
- (25) KBS 학국방송 [사랑의 힘 나눔의 기적: 사랑의 리퀘스트가 방송 300 회를 맞았습시다]
- (26) 대한적십자사 [적십자 봉사원 교본](2003)
- (27) 대한예수교 장로회 덕수교회 [사회봉사 사업계획서](2005)

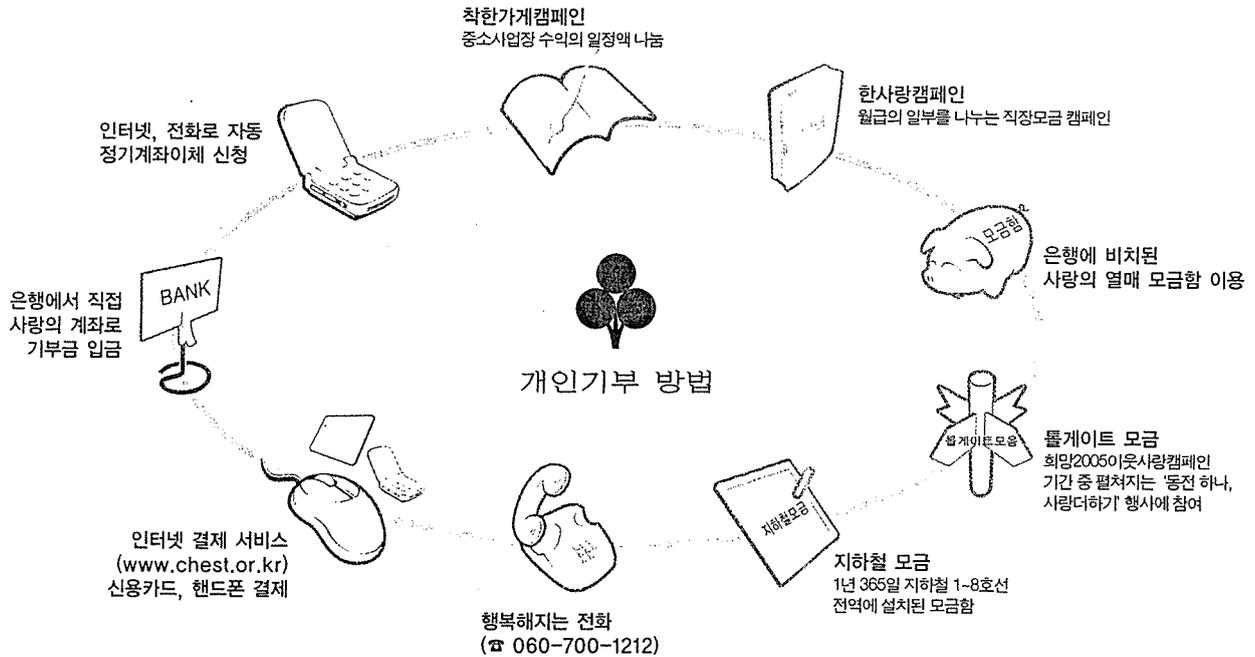
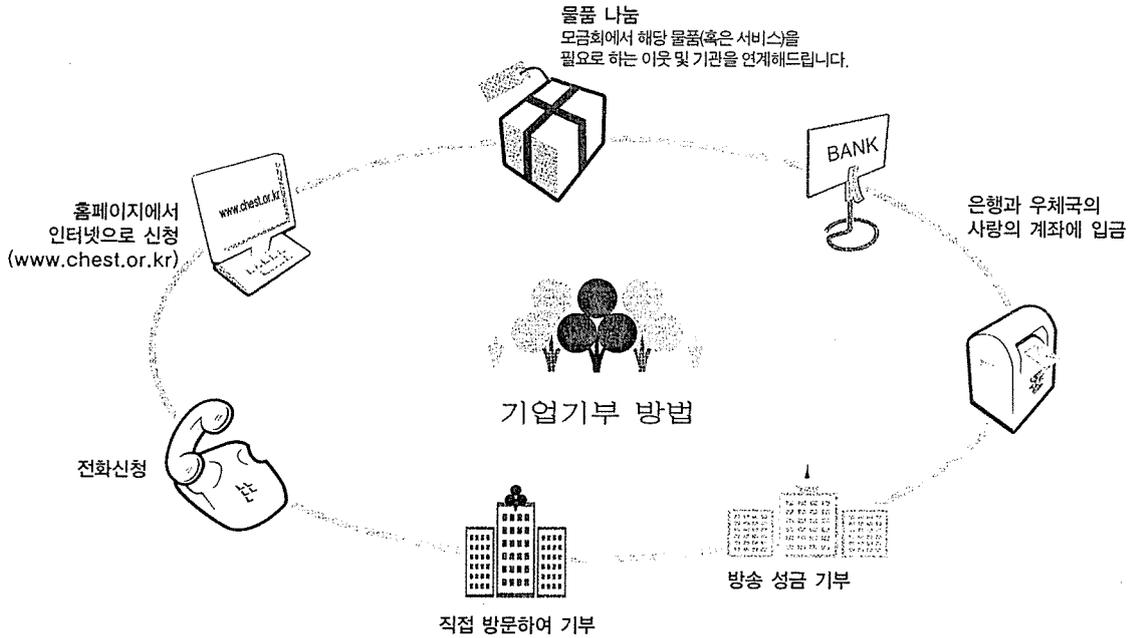
パンフレット

- (1) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 시립서대문노인종합복지관 「 활기차고 밝은 노후생활 만들어 가는시립서대문노인종합복지관」
- (2) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 시립서대문노인종합복지관 [어르신들을 위한 따뜻한 세상 만들기]
- (3) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 종로종합사회복지관
- (4) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단
- (5) 사회복지법인 새문안교회사회복지재단 동작이수사회복지관
- (6) 아름다운재단 [모든 사람이 행복하게 살 수는 없을까?]
- (7) 아름다운재단 [지상에서 가장 아름다운 1%]
- (8) 아름다운재단 [행복을 파는 가게는 없을까?]
- (9) 아름다운재단 [아름다운 재단의 기금 메뉴판]
- (10) 사회복지공동모금회 사랑의열매 [나누면, 행복 + 행복]
- (11) 사회복지공동모금회 사랑의열매 [몰랐습니다. “나누다”와 “행복해지다”가 똑같은 말인것을…]
- (12) 사회복지공동모금회 사랑의열매 [함께해서 행복합니다]
- (13) 보건복지부 [힘 내세요! 당신의 내일은 희망 입니다: 새로워진 2007 기초생활보장제도를 만나보십시오]
- (14) 노인종합사회복지관 [노인종합사회복지관]
- (15) 노인종합사회복지관 [노인유아센터]
- (16) 굿네이버스 [좋은 이웃 더불어 사는 사회 굿네이버스]
- (17) 굿네이버스 [100 원의 기적]
- (18) 굿네이버스 [Love in Bangladesh]
- (19) 조흥은행 [사랑의 약속예금]
- (20) 삼성 [함께 가요, 희망으로]
- (21) LG [사랑해요 LG]

その他

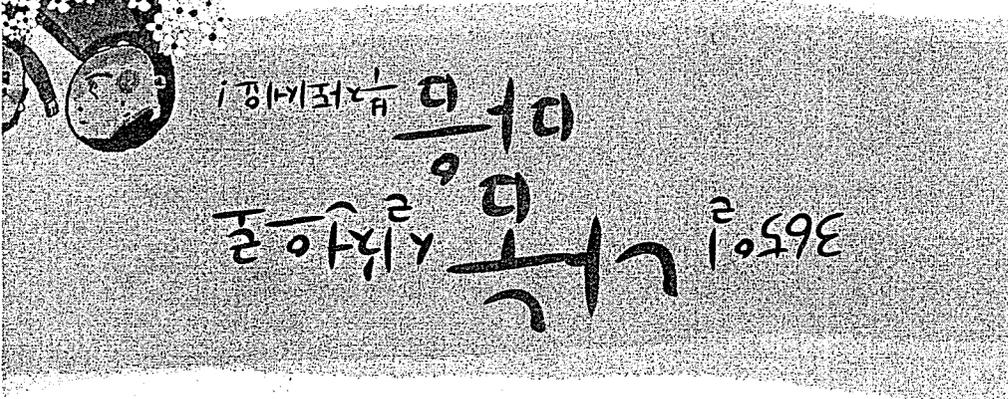
- (1) 새문안교회 献金袋
- (2) 사회복지공동모금회 定期刊行物 [사랑의 열매 0708,2005]
- (3) 사회복지공동모금회 特別版 [사랑의 열매 vol.33,2006]
- (4) 장애인종합사회복지관[장애인소식]
- (5) 장애인종합사회복지관[장애인종합사회복지관 프로그램 안내]
- (6) 한국복지재단 [후원신청서] ハガキ型
- (7) 한국복지재단 [후원신청서] カード型
- (8) 온누리교회 新聞・パワーポイントレジュメ

나눔세이온





기부금회계금 규약



資料 2

“한국복지재단은 어린이들을 위해, 어린이들과 가장 가까운 곳에서 함께 합니다.”

후원 신청서

당신의 손으로 할수있는
가장 아름다운 일
나눔

성명(단체명) _____

성 별 남 여 생년월일 _____ 년 _____ 월 _____ 일 음력 양력

주 소 (우편물수령지) _____

전화(자택) _____ 휴대폰 _____

직 업 _____ 이메일 _____

• 후원금액

월 10,000원 월 20,000원 월 30,000원 월 50,000원 기타(월 _____ 원)

• 지원분야/사업

국내빈곤(소년소녀가정)아동지원 아동학대예방사업지원 해외아동지원 북한아동지원

• 후원금 송금방법

자동이체 (이체일 : 10일 20일 30일)

은행명 _____ 계좌번호 _____

예금주명 _____ 주민등록번호 _____

지로

• 후원신청동기

본인은 한국복지재단이 펼치고 있는 사회복지사업에 참여하고자 위와 같이 신청합니다.

_____ 년 _____ 월 _____ 일 신청인 _____ (인)

• 한국복지재단은 1948년 아동복지사업을 시작하여 현재 16개 시·도지부와 19개 복지관, 8개 아동학대예방센터, 10개 가정위탁지원센터, 장애아동
 교육시설인 한사랑 마을 등을 운영하... S와 함께 사랑의 리퀘스트를 실시하는 국내 최대 민간사회복지기관입니다.

• 후원금은 법정기부금으로 소득세법과 법인세법에 의해 100% 소득공제 혜택을 받을 수 있습니다.

資料 3

여호와를 찬양하는 노래

특정언급

여호와와 그의 이름에 합당한 영광을 그에게 돌릴지어다 예물을 들고 그의 궁정에 들어갈지어다

(시편96장8절)

- 교회공간개발사업기금
- 북한선교기금
- 사회복지기금
- 장학현금
- 재해구호기금
- 국내선교기금
- 해외선교기금
- 소년소녀가장돕기
- 구제현금

이름

구역

교구

구역

금액

資料4 西大門老人綜合福祉館

여러분의 참여로 어르신들이
행복해질 수 있습니다.

결연후원

생활이 어려운 저소득 어르신들을 위해 매월 일정금액을 1:1로 후원하는 것입니다. (1구좌 1만원)

물품후원

생활용품, 가전제품, 부식, 의료용품, 실버용품 등 어르신들의 일상생활에 필요한 물품이나 다양한 복지사업에 필요한 물품후원입니다.

사업후원

도시락지원사업 등 다양한 복지사업진행을 위한 후원입니다. (1구좌 1만원)

후원저금통모금 사업 참여

참여를 원하시는 분은 복지관으로 직접 내방 또는 전화, 인터넷을 통해 신청해 주시기 바랍니다.

후원협력업체 모집

무료진료 및 다양한 의료자원(무료틀니, 백내장수술, 보청기, 안경원 등) 및 후원업체가 필요합니다.



여러분의 '사랑' 이 모여
큰 '희망'을 만듭니다.

후원에 참여하시는 방법

- 온라인송금 또는 자동이체
- 복지관에 내방
- 홈페이지를 통한 신청
- 전화로 신청바랍니다.

*문의 : 복지과 후원담당자(☎02-363-9988, 363-9930)

후원자님들께는

- 복지관 소식지 발송
- 복지관 감사카드 및 연하장 발송
- 후원영수증 발급 (연말정산 공제 혜택)
- 후원자 감사의 날에 초청합니다.

후원계좌번호

- 신한은행 (구.조흥은행) : 304-01-160010
 - 농협중앙회 : 001-01-329084
 - 국민은행 : 533301-01-067185
 - 우리은행 : 1005-001-058562
 - 우체국 : 010033-01-006659
- (예금주 : 서대문노인종합복지관)



資料 5 鐘路綜合社會福祉館

Jongno Community Welfare Center

■ 자원봉사활동 참여안내

① 활동영역



경로식당, 밑반찬, 아동급식센터,
가정봉사원 활동, 이미용봉사,
주거환경개선, 병원동행, 물리
치료, 노인사회교육, 아동현장
학습, 집단지도, 행사보조 등

② 지원자격

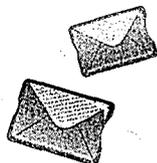
성소 자원봉사에 관심이 많고 책임감 있는 20세 이상의 남녀
누구나(가능한 주1회 이상 정기적인 활동이 가능하신 분)

• 청소년 누구나(정기/캠프/집단)

③ 참여방법



전화, 홈페이지 또는 복지관에
방문하여 담당자와 면담, 봉사
활동 신청서 작성 후 활동



“작은 관심이 어려운 이웃의
꿈과 희망이 됩니다.”

■ 후원참여 안내

① 후원안내

- 정기후원 : 도움을 필요로 하는 어려운 가정(소년 소녀가장, 독거어르신, 결식아동등) 및 복지관사업을 위해 월10,000원 (1구좌)이상 후원
- 일시후원 : 비정기적으로 후원(특별행사 등)
- 물품후원 : 식품, 생활용품, 도서, 의류 등의 물품후원

② 후원참여방법

전화 또는 방문신청

③ 후원금을 보내주실 곳

- 예 금 주 : 종로종합사회복지관
- 계좌번호

조흥은행 304-01-160925	신한은행 259-01-002013
우리은행 841-04-100141	우리은행 460-04-100201
국민은행 807501-04-031756	하나은행 207-91001-78105
우 체 국 013730-01-000721	

귀하가 후원하신 후원금(품)은 법인세법 18조와 소득세법 제34조에
의하여 연말정산시 소득공제혜택을 받으실 수 있습니다.

동작이수사회복지관

자원봉사안내

1. 활동영역

성인자원봉사자 활동영역

경로식당 및 밑반찬, 가사 및 말벗지원, 이미용서비스, 환경개선, 병원동행 및 물리치료, 노인사회교육, 아동 현장학습, 계절학교, 집단지도, 기타 등

청소년자원봉사

경로식당, 밑반찬전달, 제과제빵봉사, 행정업무, 캠프, 집단활동 등

2. 지원자격

성인 자원봉사자

평소 자원봉사에 관심이 많고 책임감이 있는 20세 이상의 남녀 누구나 (가능한 주1회 이상 정기적인 활동이 가능한 분)

청소년 자원봉사자

청소년 누구나 (정기 / 캠프 / 집단)

3. 참여방법

전화, 홈페이지 또는 복지관에 방문하여 담당자와 면담, 봉사활동 신청서 작성 후 활동

후원안내

후원사업 내용

- ◎ 정기후원 : 도움을 필요로 하는 어려운 가정 및 복지관 사업을 위해 월 10,000원(1구좌) 이상 후원
- ◎ 일시후원 : 비정기적으로 후원
- ◎ 물품후원 : 쌀, 부식, 의료, 생활용품 등의 물품후원

후원참여

- ◎ 전화, 내방 신청
- ◎ 후원금을 보내주실 곳
 - 예 금 주 : 동작이수사회복지관
 - 조흥은행 : 304-03-007164
 - 우리은행 : 156-04-109362
 - 국민은행 : 811-01-0107-710
 - 지로번호 : 7618932
 - 문 의 : 592-3721~5

후원혜택

본 복지관에 납부하신 후원금품은 법인세법 제18조와 소득세법 제34조에 의하여 연말정산시 소득공제 혜택을 받으실 수 있습니다.

■ CMS 자동이체란
 금융결제원과 은행의 통합전산망을 통해 약정된 회비를 회원의 계좌에서 자동으로 인출하여 복지관의 통장으로 입금시켜주는 자동출금이체 서비스입니다.
 후원회원이 되어주시면 번거로움 없이 매달 통장에서 약정된 후원금이 자동 결제됩니다.

■ 후원방법
 후원가입신청서 작성
 홈페이지를 통한 후원가입신청서 작성(약정금액, 출금일, 출금계좌번호)
 전화신청만으로도 신청이 가능
 해지 요청이 있을 시 언제든지 중단이 가능합니다.

CMS 후원 가입 신청서

예금주	주민등록번호	
출금은행	은행	계좌번호
후원금액	<input type="checkbox"/> 월 50,000원 / <input type="checkbox"/> 월 30,000원 / <input type="checkbox"/> 월 10,000원 <input type="checkbox"/> 월 5,000원 / <input type="checkbox"/> 월 3,000원 <input type="checkbox"/> 기타금액 (원)	
출금희망일	<input type="checkbox"/> 매월 5일 / <input type="checkbox"/> 매월 15일 / <input type="checkbox"/> 매월 25일 <input type="checkbox"/> 기타 출금일 (일)	
전화번호	주택	핸드폰

주택주소

계좌번호 신용협동조합 01324-12-010350
 예금주 : 능인종합사회복지관

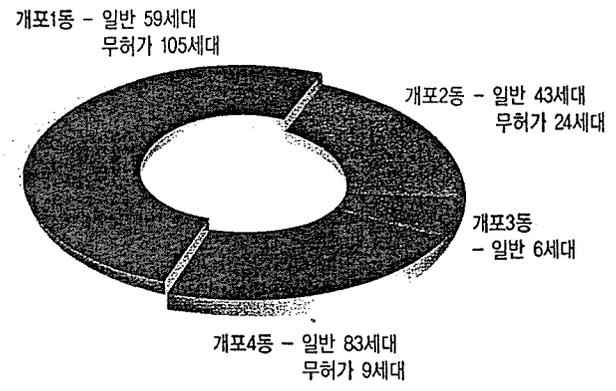
▶ 후원을 보내주시신 개인(법인)은 법인세법 제18조와 소득세법 제34조에 의하여 연말정산시 소득공제 혜택을 받을 수 있습니다.

▶ 본인은 능인종합사회복지관에 후원회원으로 가입하여 CMS 출금이체서비스를 이용하는데 동의하며, 별도의 통지나 통장 혹은 예금청구서 없이 본인의 지정 출금계좌에서 능인종합사회복지관의 계좌로 지정 출금일에 출금하는데 동의합니다.

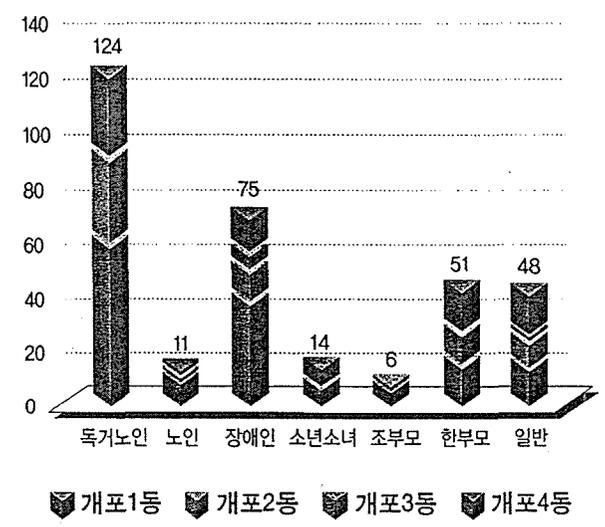
CMS 출금이체동의 : 성명 인(서명)

**개포동 지역
 재가 대상자 현황**

지역별 대상자 현황
 (총 329세대 - 일반 191세대, 무허가 138세대)

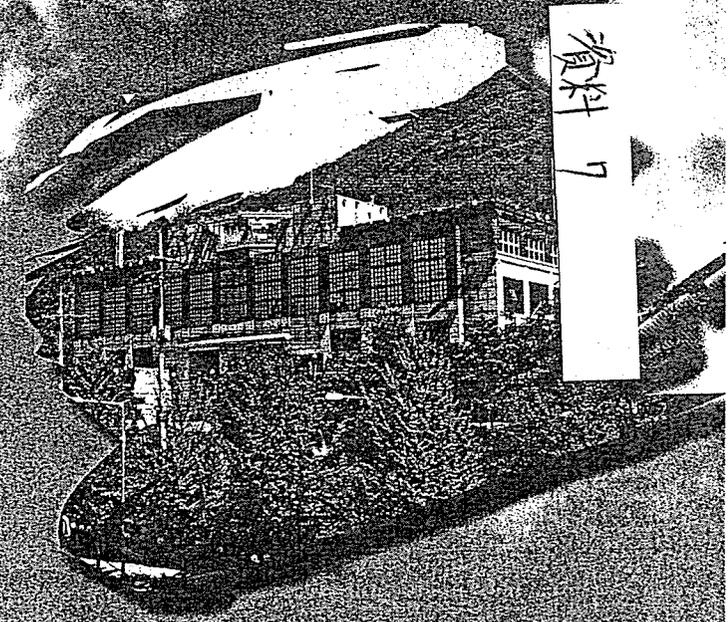


지역별 대상자 세대유형

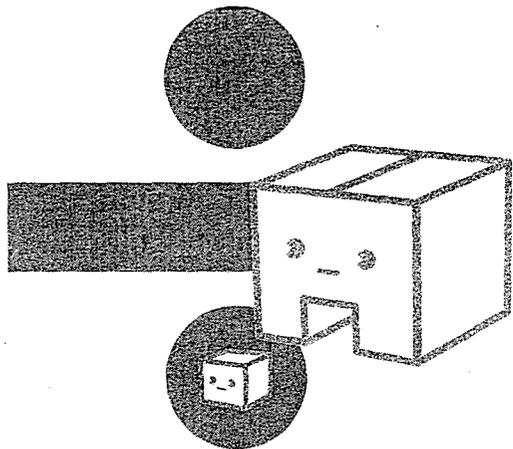


니눔이 있어 행복한 세상
 작은 관심이 필요합니다

능인종합사회복지관



사회복지법인 능인선원
능인종합사회복지관
 서울특별시 강남구 포이동 55번지 <http://www.nungin.or.kr>
 대표전화 : 571-2988 fax : 577-8440



내가 가진 1%만 나누어보세요

어떤 것을 나눌 수 있나요? 월급, 연봉, 수익, 매출, 생활비, 용돈, 축의금, 연금, 인세 등에서 조금씩 나눌 수도 있고, 입학이나 생일, 사랑하는 사람과의 기념일을 축하하기 위해 혹은 고마운 사람들에게 감사한 마음을 전하기 위해 그 분의 이름으로 나눔이라는 특별한 선물을 할 수도 있습니다.

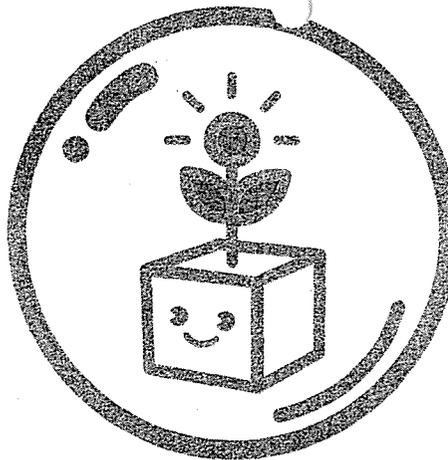
나눔면 뭐가 좋아요?

- ☞ 어려운 이웃들에게 보다 효과적인 도움을 줄 수 있습니다.
- ☞ 언제든지 아름다운재단 홈페이지에서 본인의 기부 내역을 확인하실 수 있습니다.
- ☞ 연말정산 시 소득 공제 혜택을 받으실 수 있는 기부금 영수증을 보내드립니다.
- ☞ 아름다운재단에서 보내드리는 온라인 뉴스레터와 아름다운재단의 우편물을 받으실 수 있습니다.

1% 나눔은 어떻게 해요?

- ☞ 나눔회원 가입신청서를 작성한 후 아름다운재단으로 보내주세요
- ☞ 아름다운재단 홈페이지(www.beautifulfund.org)에서도 나눔회원신청을 하실 수 있습니다.

아름다운재단
Tel 02-766-1004
E-mail give@beautifulfund.org



자료 8

유리알처럼 투명한 재단

기부금, 도대체 어디에, 어떻게 썼다는 건지 내 뜻이 잘 전달되었는지 정말 궁금하지 않으셨나요?

아름다운재단은 기부에 대한 오해와 불신을 없애기 위해 홈페이지(www.beautifulfund.org)와 인쇄물을 통해 기부자들에게 재정과 회계를 그대로 공개하는 투명성 프로그램을 운영하고 있습니다.

1천원의 기부금부터 억대의 기부금에 이르기까지 기부금이 얼마나 모였고 어디에 얼마를 지원했는지를 있는 그대로 보여드릴 뿐만 아니라 우편요금 몇 백원, 전화요금 몇 만원, 심지어 직원들의 급여를 포함한 모든 살림살이를 낱알이 공개합니다.

아름다운재단 기부 계좌
(예금주 | 아름다운재단)

국민은행	006-25-0020-688
기업은행	024-036191-04-014
농협	053-01-244020
신한은행	324-05-019130
우리은행	443-103781-13-001
우체국	010579-01-002748
외환은행	150-22-04393-2
제일은행	100-10-016372
조흥은행	322-01-119842
하나은행	162-910004-98204
한미은행	542-00444-245

아름다운 나눔을 신청

이름 _____ **주민등록번호** _____

주소 (□주택 □직장) _____

직업 _____

이메일 _____

기부금액 _____

기부영역 _____
*기부영역을 표시하고 기부자에서 직접
 *영역과 기금을 표시하지 않은 기부금은

기부방법 CMS자동이체(아래 CMS동
 _____은행에서 자동이체(_____
 신용카드 정기기부(아래 신용

((신용카드 정기기부 동의서)) *신용카드
신용카드사 _____

카드번호 _____

유효기간 _____ 년 _____ 월 _____ 일
*신용카드 기부는 기부자님의 결제일에
 *카드청구서를 통해 확인하실 수 있습니다
 *정기기부는 신청일로부터 1년중 기금으로
 경우 언제든지 연락 주시면 즉시 처리해

((CMS자동이체 동의서)) *CMS자동이체
출금은행 _____

계좌번호 _____

예금주 주민등록번호 _____

이체금액 매월 _____ 원
 본인은 아름다운재단에 CMS
 만일 출금과 관련된 문제가 발생
 출금은행에 이의를 제기하지 않

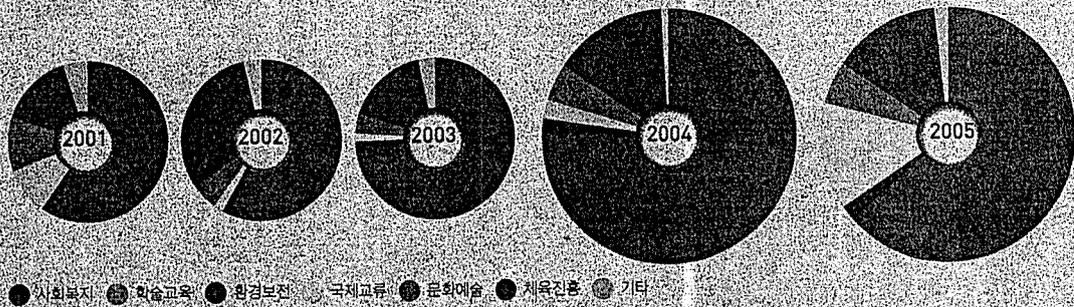
_____ 년 _____ 월 _____ 일
*CMS출금 자동이체는 매월 일정금액을 기부
 문의사항: 아름다운재단에 문의주세요
 *1월 미출금 시 1월 15일 전후로 2월

사회공헌 실적

현대·기아자동차그룹 주요 8개 계열사[현대자동차(주), 기아자동차(주), 현대모비스(주), 현대제철(주), 현대하이스코(주), 비엔지스틸(주), 현대카드(주), 현대캐피탈(주)]의 2001~2005년 5개년 간의 사회공헌 실적을 집계한 것입니다.

	2001년	2002년	2003년	2004년	2005년	분야별 합계
국제교류	2,280	791	663	1,321	6,510	11,565
사회복지	9,976	17,006	18,153	14,932	23,125	83,192
학술교육	4,259	5,995	9,465	26,570	7,137	53,427
문화예술	2,632	2,100	1,482	2,600	2,589	11,403
환경보전	462	750	811	996	930	3,949
체육진흥	3,754	12,764	6,330	7,999	6,534	37,381
기 타	1,199	1,459	1,272	498	846	5,274
연도별 합계	24,562	40,866	38,176	54,916	47,671	206,190

(단위: 백만원)



* 세합산 기부금과 학술, 문화예술, 스포츠 행사 등에 대한 순수 공익성 마케팅 및 협찬 비용만을 포함하였습니다.
 * 2004년 실적에는 2002년부터 2004년까지 3개년에 걸쳐 건설되어 서울대학교에 기부된 '차세대자동차 신기술연구센터' 건립 비용 123억원이 일괄 계상되어 있습니다.

LG복지재단

개요

LG복지재단은 생활에 도움을 필요로 하는 이웃과 사회복지에 기여하고 있는 각종 활동 및 단체에 대해 보다 체계적이고 다양한 지원사업을 펼치기 위해 1991년 설립되었다. 설립 이후 LG복지재단은 종합사회복지관 건립사업, 건전 가치관 확립을 위한 청소년 복지사업과 불우 아동 및 청소년의 자립기반 조성을 위한 복지사업, 소외된 노인 복지사업, 장애인 재활 지원사업, 선행의 주인공 지원사업, 해외 복지사업 등을 펼쳐왔다. LG복지재단은 장애인들에 대한 관심과 배려가 비교적 부족한 우리 사회의 현실을 감안해 1991년 4월 20일 장애인의 날을 맞아 저소득층 지체 장애인들에게 휠체어와 의수족 등의 보장구를 지원한 것을 시작으로 복지사업에 많은 노력을 기울였다.

LG복지재단이 가장 역점을 둔 사업은 종합사회복지관 건립사업으로, 도시 지역 저소득층 주민들의 자활기반과 생활문화 향상을 위해 추진되고 있다. 1992년 10월 서대문종합사회복지관을 건립·기증한 것을 비롯해 1999년까지 8개 지역에 종합사회복지관을 건립해 지방자치단체에 아무 조건 없이 기증했다. 청소년 복지사업의 경우, 미래의 주역인 청소년들이 밝고 건강한 가치관을 지닌 사회인으로 성장할 수 있도록 전국 고등학생들을 대상으로 마당놀이 순회공연을 마련하는 한편 장학금을 지원했으며, 청소년들에게 올바른 가치관을 심어주기 위해 학교 폭력 예방 등 교육용 비디오테이프를 제작 배포했다.

소외된 이웃을 위한 복지사업으로는 전국의 소년·소녀 가장과 저소득층 모자가정, 거택보호 노인을 정기적으로 돕고 있으며, 저소득층의 왜소증 아동들에게 1년간 성장호르몬제 '유트로핀'을 무료 지원하고 있다. 또 빈민지역의 청소년들에게 보다 나은 학습 환경을 조성해 주기 위해 청소년 공부방에 학습기자재와 공부방 운영비를 지원해 주고 결식학생들을 위한 식재료비도 지원하고 있다. 아울러 거동이 불편한 노인 및 장애인들을 무욕시켜 주기 위해 이동목욕차량을 1996년부터 1999년까지 총 16대를 기증했다. 이 밖에 자기희생을 통해 사회의 귀감이 되는 선행을 한 사람이나 선행을 하다 불의의 사고를 당해 도움을 필요로 하는 사람들을 발굴하여 지원하고 있으며, 해외 복지사업으로 베트남에 기초교육시설 건립을 지원했다. 이같은 복지활동 결과 LG복지재단에서 1991년부터 1999년 현재까지 집행한 총 사업비는 254억 원에 이른다.

LG복지재단 사업실적

(단위 : 천 원)

연도	분야	복지관	아동/청소년	장학금	노인복지	장애인복지	사회이슈	해외지원	기타복지	계
1991		605	175,500		325	495,902	39,171		185,605	897,108
1992		2,450,000	520,300		300,000	349,734	157,393		180,513	3,957,940
1993		556,115	709,035		358,317	277,862	63,080		297,158	2,261,567
1994		658,385	715,158		380,773	191,657	74,225		2,174	2,022,372
1995		1,365,300	930,435		387,592	226,000	35,000		54,760	2,999,087
1996		1,337,785	1,003,300		430,000	96,096	21,000		19,640	2,907,821
1997		1,204,727	1,197,825		345,000	-	45,000	247,860	7,446	3,047,858
1998		1,965,087	930,768		431,000	-	30,000	399,922	36,404	3,793,181
1999		1,676,759	818,332	118,721	330,000	49,000	30,000	488,580	11,473	3,522,865
계		11,214,763	7,000,653	118,721	2,963,007	1,686,251	494,869	1,136,362	795,173	25,409,799

LG복지재단이 건립·기증한 종합사회복지관 현황

서대문종합사회복지관				
주소		규모	운영기관	건립·기증일
서울시 서대문구 남가좌1동 193-3 전화)02-375-5040		대지 229평,연면적 421평 지하 1층, 지상 3층	동방아동복지회	1992년 10월 12일
프로그램	가정복지	컴퓨터교실, 한글교실, 영어교실, 꽃꽂이, 홈패션 등		
	아동복지	컴퓨터, 미술교실, 공부방, 놀이방, 영화상영, 논술교실 등		
	청소년복지	독서실, 컴퓨터, 자원봉사활동지도 등		
	지역복지	정신보건 상담, 미용봉사실, 사회조사, 편의시설 제공 등		
	재가복지	방문서비스, 의약품 지급, 가사서비스, 노인건강교실 등		
성남청소년복지관				
주소		규모	운영기관	건립·기증일
경남 마산시 회원구 구암 2동 31 전화)0551-298-8600		대지 1800평, 연면적 510평 지하 1층, 지상 3층	인애복지원	1994년 9월 14일
프로그램	가정복지	가정문제 종합 상담, 생활보호대상자 상담, 영세가정 직업보도사업 등		
	아동복지	어린이 독서실, 어린이 기능교실, 아동문제, 보육교실, 자모 상담 등		
	청소년복지	청소년 도서실, 청소년 소그룹 활동, 봉사활동, 청소년 어울마당 등		
	노인복지	노인주간 보호사업, 노인문제 상담, 무료진료,미용봉사, 경로위안회 등		
	지역사회복지	종합상담실, 직장인 기능교실, 지역사회조사, 상담 교육, 편의시설 제공 등		
	특수사업	후원자 유대 및 유지 사업, 후원자 개발, 이동위원 교육, 사회복지실무자 연수 등		
	재가복지사업	소년·소녀 가장세대 지원, 자원봉사자 양성, 노인세대 지원, 모자세대 관리 등		
녹번종합사회복지관				
주소		규모	운영기관	건립·기증일
서울시 은평구 녹번동 산28-6,7 전화)02-388-6341		대지 448평,연면적 495평 지하 1층, 지상 3층	서울 YMCA	1996년 2월 14일
프로그램	지역복지	지역축제, 알뜰시장, 사회조사 및 통계교육, 복지기관 대역사업 등		
	아동복지	이동 상담, 어린이축제, 신나는 놀이마당, 어린이교실, 방학특별교실		
	가정복지	여성교양강좌, 직업부업기능교실, 취미교양교실, 여성지도력 지원사업 등		
	재가복지	밀반찬서비스, 김장서비스, 경로잔치, 학습지도서비스, 영정사진촬영서비스 등		
	청소년복지	은평이웃사랑 청소년자원봉사단 운영, 청소년문화축제, 청소년교실 등		
사직종합사회복지관				
주소		규모	운영기관	건립·기증일
부산시 동래구 사직동 594-8 전화)051-506-3420		대지 448평, 연면적583평 지하 1층, 지상 3층	신라대학교	1997년 6월 20일
프로그램	가정복지	가정문제 상담, 여성 및 일반교양 취미교실(장구, 영어, 노래, 컴퓨터 등)		
	아동·복지	취미교실(동화구연, 미술, 컴퓨터, 비독, 글짓기 등), 방과 후 아동보호 등		
	청소년복지	청소년독서실, 자원봉사, 교양교육, 청소년 상담 등		
	노인복지	노인실, 노인교실, 한글교실, 생활지원, 무료 미용서비스 등		
	지역복지	진료실, 사회조사, 편의시설 제공, 주민 사회교육, 무료 법률상담 등		
	재가복지	정서서비스, 의료서비스, 자립지원서비스, 가사서비스, 간병서비스 등		

쌍봉종합사회복지관			
주소		규모	운영기관
전남 여수시 학동 65-4 전화)0662-681-7179		대지1,227평, 연면적 500평 지하 1층, 지상 3층	말알선교회
건립·기증일 1998년 4월 30일			
프 로 그 램	아 동 복 지	기능교실(컴퓨터, 피아노, 미술), 민속놀이대회, 어린이공부방, 아동상담 등	
	청 소 년 복 지	자원봉사활동 교육 및 지원, 청소년동아리, 문화교실, 농촌봉사 캠프 등	
	가 정 복 지	기능교실(한식조리), 취미교양교실(컴퓨터, 제과제빵), 부부사랑찾기 등	
	장 애 인 복 지	정신지체장애인 사회적응 훈련, 의료서비스, 컴퓨터 교실, 수화교실 등	
	지 역 복 지	작은 사랑 나눔 행사(일일찻집, 바자회), 지역사회 조사, 문화복지 사업 등	
	부 설 기 관	성북어린이집, 재가복지봉사센터(이동목욕서비스, 밑반찬지원서비스 등)	
금오종합사회복지관			
주소		규모	운영기관
경북 구미시 도량동 666,667 전화)0431-235-6127		대지 597평, 연면적 471평 지하 1층, 지상 3층	대한불교 조계종
건립·기증일 1999년 4월 29일			
프 로 그 램	가 정 복 지	가정상담, 취업정보은행, 주민교양강좌, 취미교실, 놀이방, 기능교육교실 등	
	아 동 복 지	아동 상담, 방과 후 아동보호, 여름캠프, 아동적성개발 프로그램 등	
	지 역 복 지	무료법률상담, 보건의료사업, 도서실 운영, 알뜰장터 운영, 편의시설 대여 등	
	청 소 년 복 지	청소년상담, 자기성장캠프, 학교재적 응용프로그램, 적성, 인성개발 프로그램 등	
	장 애 인 복 지	장애인상담, 장애인취업정보은행, 방문미용서비스, 장애아동 학습지원 등	
	노 인 복 지	종합상담, 어르신대학, 효도관광, 방문간호사업, 무료건강검진, 영정사진 촬영 등	

미련되어 있으며, 경남종합사회복지관은 청소년을 위한 프로그램, 낙번종합사회복지관은 지역 주민 참여를 유도하는 지역 복지 프로그램, 사직종합사회복지관은 장애인 및 재가 복지 프로그램이 특히 잘 운영되고 있다. 또 쌍봉종합사회복지관은 아동, 청소년 복지 프로그램과 지역 복지사업을 다양하게 펼치고 있고, 금오종합사회복지관은 청소년과 장애인을 위한 프로그램이 잘 운영되고 있다. 이 교육 프로그램들의 수강료는 일반 학원보다 훨씬 저렴함은 물론 생활보호대상자에게는 모든 프로그램 수강료가 무료이다. 현재 전국에 LG복지재단이 건립, 기증한 종합사회복지관은 빈궁한 생활문화를 개선하고 미래의 생활을 설계할 수 있는 마당으로서 지역 주민들의 생활의 중심점이 되어 가고 있다.